

倉敷の歴史

第28号

2018年3月

三市合併五〇周年記念特集

平成二十九年度資料展示会 合併資料と写真でたどる

倉敷のあゆみ一語って下さい、あの頃のこと— ……………大島 千鶴 (1)

「倉敷市」50周年記念事業の記録 ……………(50)

市議会議員として体験した三市合併

—新市発足五〇周年記念— ……………金谷 光夫 (53)

論文

福田貝塚の年代学的研究 ……………遠部 慎・加藤 久雄 (71)

米田 穰・畑山 智史

ノート

難波抱節二男・難波西里について ……………中山 薫 (85)

史料群紹介

倉敷市所蔵備中国都宇郡下庄村難波家文書 ……………山本 太郎 (92)

アラカルト

大仙市アーカイブズをみて ……………定兼 学 (103)

報告

平成28年度歴史資料講座 ……………(106)

平成28年度東大橋家文書調査報告会 ……………(107)

平成29年度古文書解説講座 ……………(108)

新刊紹介 投稿要領 歴史資料整備室日誌 ……………(109)

平成二十九年資料展示会

「倉敷市」50周年記念事業

合併資料と写真でたどる倉敷のあゆみ

—語って下さい、あの頃のこと—

大島 千鶴

展示会の概要

昭和四十二年（一九六七）、旧倉敷市・児島市・玉島市の三市が合併して誕生した新倉敷市は平成二十九年（二〇一七）、五〇周年の節目を迎えた。そこで、本年度の資料展示会では「倉敷市」五〇周年記念事業として、合併をテーマに公文書を中心とした市町村合併関係資料を取り上げた。

展示資料は三市合併関係のみに止まらず、旧三市それぞれの市町村合併関係資料、新市誕生後の庄村・茶屋町・真備町・船穂町との合併資料も展示し、あわせて新

市五〇年のあゆみをたどる写真、新市誕生の昭和四十二年前後の、各地域の懐かしい風景を紹介する写真パネルの展示も行った。

なお、今回は初めて「来場者参加型」の展示を試み、配布したアンケート用紙に来場者の合併に関する思い出や伝聞を記入していただくようにした。

会期は例年同様中国四国地区アーカイブズウィークに合わせて六月二日（金）から五日（月）までとし、真備保健福祉会館三階大会議室を会場とした。

例年好評の展示解説タイムと歴史資料整備室見学ツアーは、本年度もそれぞれ午前・午後の一・二回、全日



写真1 展示会チラシ

程にわたって実施している。四日間の延来観者は二〇九人、見学ツアーの参加者は四二人であった。

一 展示の構成

展示資料は内容別に1から9のコーナーに分類し(46・47頁の展示資料目録参照)、会場中央パネル片面に8「想い出の風景」として三市合併前後(概ね昭和三十年代後半～四十年代前半)の旧三市の風景写真を、片面に9「倉敷

市50年のあゆみ」として新市の五十年をたどる写真をワイド四つ切サイズに拡大し展示した。

なお、複雑な現地域の合併の変遷を少しでも分かりやすくしたいと、明治二十二年(一八八九)から平成十七年(二〇〇五)までの「倉敷地域の市町村合併表」(48・49頁に掲載)を作成しパネル展示するとともに、A3サイズにして来場者に配布した。

以下、展示コーナーごとに内容を解説するとともに主な資料を紹介する(「」は展示資料目録の資料番号)。文中特に注記がない場合、記述内容は『岡山県市町村合併誌』⁽¹⁾に依拠している。

二 展示資料解説

1 国・県の市町村合併推進

明治維新後一五〇年の今日まで、市町村合併は何度となく繰り返されてきたが、長い歴史の中で明治・昭和・平成と三度の大規模な合併が行われた。

最初の大合併は明治二十二年に市制町村制が施行された際に行われた。この時、全国の町村は約五分の一に減少したとされ、近世には一四〇か村を超える村が存在し

た倉敷市域でも「倉敷市域の市町村合併表」を見ると四八か村まで減少している。

しかし、岡山県は規模の小さな町村を抱えることにおいては全国都道府県十指に数えられるほどであった。昭和二十二年（一九四七）五月現在、県下には三六九市町村があつたが、このうち三一〇町村の人口は全国平均に達していなかった。

そこで岡山県では昭和二十四年、これらの小町村の財政力強化を目標に合併可能または適当とする六八町村を選び重点的指導を行った。この際作成されたのが【1】の「町村は合併して大きく致しましょう」（写真2）である。



写真2 『町村は合併して大きく致しましょう』

この冊子は（一）町村合併は何故行う必要があるか、（二）町村合併を行えばどんな利益があるか、（三）町村合併をする場合どんな点が問題となるか、の三項目を分かりやすく解説している。

そして、はしがきにおいて、シャウプ勧告⁽³⁾の一節をとりあげ、全国平均に及ばない町村人口・面積・財政力などを少なくとも全国レベルに引き上げることによって、行政能力・財政力の拡充が期待されるが、地方自治は国や県がやれというからするのではなく、自分たちのこととして積極的に関心をもつて検討しなければならない、と編集の目的を述べている。

町村合併の促進については、昭和二十七年の地方自治法の一部改正によって一応法的措置がとられていたが、合併に関する種々の問題が起こり、各方面からの特別立法制定の要望が強かったことから、昭和二十八年十月一日、町村合併促進法が施行されることとなった。

【3】は町村合併促進法が公布された際の解説書である。これは三十八条からなる各条目の後へ解説文を加えたもので、冒頭の「本法律の性質と狙い」で、「この法は短期間に合併を実現するための三年間を限って有効とする限時法であり、その狙いは、合併実施の際の直接の障害（議員の任期、地方税法・農地法の特例など）を排除するとともに、地方財政法・国有財産法の特例、新町村建設計画実施促進のため国が行う措置等の規定など、合併町

村の育成を積極的に図ることで合併しやすく、合併後発展しやすいよう促進すること」としている。

町村合併促進法は同三十一年九月末をもって失効したが、国の計画に対しての進捗率は九八%、都道府県の計画に対して八九%と大きな成果をあげた。

町村合併促進法によって合併が進められていた昭和三十一年（一九五六）、岡山県では「この地方自治史上一大転機を画する大事業を記念し、後世地方自治関係者の参考とするため」町村合併史の刊行を企画し、関係自治体に「合併促進の活動状況」と「合併市町村の概要」の提出を求めた【5】。この時玉島市から提出された概要書が【6】で、その後、昭和三十五年に『岡山県市町村合併誌 市町村編』【7】が刊行された。

【8】および【9】は百万都市構想に関わる資料である。昭和三十五年、水島工業基地の整備が本格化すると、県は岡山・倉敷市を中心とする県南七市二〇町六村を合併する「岡山県南広域都市建設計画」いわゆる百万都市構想を打ち出した。実現すると人口は全県の五三・六%、面積は二一%という巨大都市である。この計画は昭和三十年代に入って急速に進展した水島工業基地の建設に

よって将来的にその後背地に大都市が生まれる事を予測し、また、岡山県が新産業都市建設促進法の指定を受ける関係から、三木行治岡山県知事主導の下、積極的に推し進められたが、最終的に寺田熊雄岡山市長・高橋勇雄倉敷市長らの反対で実現しなかった。

反対の理由はいくつかあるが、一つには行政水準が異なる三三三自治体が合併すると財政力の低下をもたらし危険なことがあげられる。岡山・倉敷共同調査の財政見通しでは、行政水準を均一化するため年間一億を超える「地ならし費」が必要で、三十八年度から四十一年度で一六〜一八%の財政力低下の見通しであった。⁽⁴⁾

◎扱いの基本構想試案【9】(写真3)には、自治体(三三三市町村)の合併時期(昭和三十八年一月一日)、新市の名称、庁舎の位置、市の組織、議員定数、新市発足に伴う暫定予算、一部組合消滅後の措置、国民健康保険料など様々



写真3 ◎扱いの『基本構想試案』

な試案がある。市名・庁舎位置は未定で、合併の時期は半数以上の市町村の長および議員の改選が三十八年一月～四月の間であることよつてゐる。

百万都市構想を巡つては倉敷市でも異常な事態が続いた。昭和三十七年九月に高橋市長が大合併に公式に反対を表明したが、それ以前から市民の間でも反対の声は高かつた。しかし合併賛成派議員の提案した「県南広域都市建設推進決議」が九月八日の議会で決議され、さらに十二月十八日には市長が提案しない「岡山県南広域都市関係市町村の合併について」他、合併に関する二議案が賛成派議員一人だけで議決された。反対派は入場しないままの議決であつた。新聞の報道によれば議会の当日は議場周辺に刑事や警備員らが配置され、傍聴席は暴力団風の男女が占拠し、凄みのある野次が飛んだという。しかし、市議会が議決しても岡山・倉敷・児島市長は県に合併申請をしなかつたため、ついには「高橋市長の身辺に危険がせまつている」と噂される事態にまでなつた。市長は上京して身を隠し、倉敷市役所ではすべての公印を破棄して新調し、重要な印鑑は収入役が空き缶に入れて自宅に埋めていた。⁽⁵⁾

百万都市構想については倉敷市が推進した合併ではないことから、本展示会では特別にコーナーを設けることはしなかつたが、この構想が次の三市合併に繋がつていくことになるのである。

2 倉敷市の誕生と近隣町村合併

(1) 倉敷町と倉敷市の誕生

明治二十二年（一八八九）に市制町村制が施行された時、現倉敷市域に町はなく、すべてが村であつたが、翌年「市町村名及市役所町村役場ノ位置変更ニ関スル件」が公布されると、倉敷村会は同二十四年二月十日「倉敷町と改称する事」を議決⁽⁶⁾、六月に倉敷町が誕生した。

倉敷町は昭和二年（一九二七）に万寿村^{ますす}・大高村^{おほたか}と合併した。この合併は大正十五年（一九二六）六月に郡役所が廃止となるのを受けての官主導によるもので、県下でも注目されていた。また、この合併は市制施行を見据えてのものでもあり、大正十五年七月十七日、関係町村長を招集した佐上信一県知事は「市制の実施については三町村合併で尚人口に少し不足があるので、漸進的に地理上の関係から帯江の一部を合し、人絹工場設置の暁には中^{なか}

洲村をも合せ、その上で名実伴ふた市制施行を行ふ」と、発言している。⁽⁷⁾

【11】によれば、大正十五年に皇太子の行啓があり、その記念として、また県からの懇願もあり交渉を重ねていた万寿村・大高村と市制施行を前提としての合併を実現し昭和二年四月一日新しい倉敷町が誕生した。合併により戸数六一三二、人口は三万四七六人となった。

同年秋、町議会で市制施行が協議され全会一致で決定した。翌年の御大典を記念して施行すべきという急進派



写真4 昭和三年（1928）頃の倉敷市役所
（『倉敷市案内』より転載）

と時期尚早とする議員に意見は分かれたが、町民らが署名を以て町長に請願書を提出するなどの動きもあり、市制施行が決定した。⁽⁸⁾

当時の倉敷町長・関藤碩衛は昭和三年三月二十日上京。内務省へ出頭して役人たちに挨拶をし、倉敷の木村助役に宛てた

手紙で「多分二十三か二十四日には内務大臣の決裁が済むであろうから町会議員へ吹聴してほしい」と伝えてい⁽⁹⁾る。そして同月二十八日内務省告示【12】により倉敷町を廃し倉敷市を置く旨が通達された。こうして昭和三年（一九二八）四月一日、初めて倉敷市が誕生した。

【91・92】は市制施行を記念して作られた昭和三年の倉敷市地図である。現在の倉敷館の場所に市役所（写真4）があり、現市立美術館や駐車場一帯は岡山県倉敷商業学校・倉敷小学校（新川校舎）の敷地であった。奨農土地会社（大原邸向）に大原美術館ができたのはこの二年後である。地図の裏面は広告になっており、企業や商店、病院などの一覽表と貴重な写真が掲載されている。

(2) 高橋市長と近隣八か町村合併
↳ 大倉敷市の実現にむけて

昭和三年に誕生した倉敷市は、太平洋戦争を挟んで近隣町村との合併を次々と実現していくこととなる。近隣町村のうち中洲町だけは、戦時中の昭和十九年（一九四四）に倉敷市に編入している【14】。

当時倉敷市長であった古屋野橋衛^{こやのきつゑ}によると、昭和十年頃有志の間で中洲町との合併の話が持ち上がった

が、戦争によって合併の促進を阻まれていたという。中洲町は倉敷絹織倉敷工場が酒津にあったこと、倉敷市民の生命線・上水道の水源地が中洲地内にあり何かと不便であったこと、高梁川改修工事によって両市町を分離していた川が消失し地理的に密接不離の関係を生じたこと、などから両市町の合併は極めて自然であった。⁽¹⁰⁾

第二次大戦末から戦後にかけての一時、町村合併は抑制されたが、昭和二十四年（一九四九）のシャウプ勧告に基づいて町村合併が促進されることになる。

倉敷市の作成した隣接町村合併に関する趣意要領【13】では、地理自然、社会、経済的条件から一市八か町村合併の必要を説き、加えてシャウプ勧告案による影響をあげ、その骨子である地方財政力の強化という点から、一つの強固な経済単位を構成することはシャウプ勧告が出る以前から一市八か町村が備えていた条件であるとしている。

また、【20】はシャウプ勧告に基づいて岡山県が市町村合併の研究資料として編集したものを倉敷市・倉敷市議会が謄写転載したものである。

昭和二十四年、公選第二代の倉敷市長に初当選した

高橋英雄市長は、当選の弁における公約実行の四柱の一つとして近隣町村合併促進をあげた。⁽¹¹⁾

そして同年十月四日の市議会冒頭で近隣町村の合併について議会に諮り満場一致で採択された。⁽¹²⁾ 同月十八日には新溪園で合併関係

市町村懇談会が開かれ、福田・連島・西阿知町、菅生・中庄・帯江・豊洲・粒江村の一市三町五村の首長・助役、議長・副議長らが出席し、高橋市長から正式に合併の申し入れがあった。合併が実現すれば岡山市の二倍以上の面積となり、人口一一人超の田園都市が出現することとなる。各町村では平衡交付金（財政力の弱小な地方公共団体の財源を補填するための国からの交付金）の増額、用水組合や教育費等の負担金の軽減、水島を工業地帯に仕上げるなど、合併によって自治体拡張を図る方が得策であると



写真5 倉敷市教育委員会総会で挨拶する高橋英雄市長（1952年）

機運が高まっていた。¹⁵⁾

倉敷市は近隣三町五村との合併を一挙に進める予定であったがその実現は難しく、まず昭和二十五年（二九五〇）に粒江村を編入し、翌年菅生・中庄・帯江村の三か村を編入。続いて二十七年に豊洲村、二十八年に西阿知・福田・連島町を編入。さらに二十九年には八か町村には含まれていなかった藤戸町の編入を実現し「大倉敷市」の実現を見た。

八か町村のうち最初に倉敷市との合併を決議した粒江村は、倉敷市と平地続きで、ほとんどが農家であった。（表1）に見られる通り、昭和二十四年度の予算額は二七六万円程度と八か町村中で最も低く、今後完全な自治行政は難しいと推測された。

また、当時藤戸町との組合立新制中学校舎の建設が難航していたこと

表1 倉敷市と近隣町村の昭和24年度予算額

※単位は円。金額は当初予算に追加予算を足した合計

倉敷市	福田町	連島町	西阿知町	菅生村	中庄村	帯江村	豊洲村	粒江村
14,0287,813	32,723,179	25,234,932	6,018,708	5,853,212	4,313,213	5,956,947	3,641,795	2,760,176

※関係市町村の現況調「粒江村合併に関する綴」旧倉敷市事務引継合併庁達23-1-7より作成

もあって合併には積極的で、昭和二十五年六月二十六日の臨時議会において満場一致で倉敷市への編入合併が可決された【15】。

新制中学校設置の他に粒江村が出した条件としては、村内に溜池が多く、その修理費などにかんがりの土木費を要するため合併後も従来通りの支出にしてほしい、倉敷に通じる道路の貫通、上水道の延長、役場を支所とする事、簡易郵便局を支所内に設置、農村電化、児島湾淡水湖化に伴う吉岡川灌漑地区の水利についての善処、電話局統一が挙げられている【16】。

粒江村が倉敷市へ編入された昭和二十五年九月一日、合併記念式が粒江村小学校講堂で行われ【18】、「合併記念誌」【17】が参列者に贈呈された。合併記念式はこの町村でも行われているが、粒江村では珍しい「粒江村名残の会」が開かれている【19】。

名残の会は八月二十五日に粒江小学校で行われ、記念品贈呈や映画の上映があった。案内状は岡本寅治村長と山本一郎議長の連名で村民宛に出されており「先祖継承の懐しの粒江村は八月三十一日を以て発展的解消することとなりました」と村民の参会を願っている。

合併により粒江の生徒は新設された新田の中学校(14)に通学することになった。合併後八か月ほど経った粒江村では「市民税は若干高くなつたが水利地益税の廃止で耕作田の多い農家ほど負担が軽くなり、一部橋梁、農道の改修もあつて合併してよかつたと住民は感じている」との声が聴かれた。(15)

蒼生・中庄・帯江村の三か村については一部地域(いづか)(生坂の東部、加須山かすやまの一部)に反論はあつたものの、比較的円滑に合併が進められ、昭和二十六年三月二十八日に合併した【21】。

豊洲村は村会議員の総辞職という騒動もあつたが(後述)、一部地区を除いて昭和二十七年四月一日倉敷市と合併した【22】。

西阿知町は蘭草の栽培による花蒔の製造が全国的にも有名で、海外輸出もされており比較的財政的には恵まれていたこともあつて、すぐには倉敷市の合併要請に応じなかつた。しかし、難航していた倉敷市と豊洲村の合併が実現したことや、水島工業基地への工場誘致の關係上、倉敷市が南部の福田・連島両町合併を促進し、その実現の動きが見えた事などから、西阿知町と

しても倉敷市と合併し、さらに財政力の強化を図ることが必要、と昭和二十七年十一月二十七日、臨時議會を開き満場一致で合併を決議、昭和二十八年一月一日に合併した【23】。

後に「金の卵を産む」と評された三菱の工場を有する浅口郡連島町・児島郡福田町は、八か町村の中でも財政面では恵まれていたため、倉敷市との合併を喫緊の事とはとらえておらず、両町の編入は難航した。

日本と米英が開戦した昭和十六年(一九四一)、連島町・福田村(昭和二十二年より福田町)地先海面埋立地への三菱重工業名古屋航空機製作所岡山工場誘致が成功してからというものの、福田村・連島町が合併し「水島市」を作つては、との声があがるようになった。また三菱側としてもこの合併を望んだが、財政、人口規模等に大差のない両町村だけになかなか気運が高まらなかつた。(17)



写真6 西阿知町役場 (1963年)

二度目の合併推進は、終戦後の昭和二十五年（一九五〇）、国策パルプの工場誘致の話が持ち上がった（一九五〇）、国策パルプは両町の合併を工場建設の条件としており、さらには倉敷市との合併も望んでいて、同年末には一応水島への誘致が内定していた。

昭和二十六年一月三十日、高橋市長は倉敷新聞記者会との懇談会で「地方自治法では市となるには中心市街地が全戸数の六割以上必要なので、福田・連島町の中心を形成している水島社宅が全戸数の六割に満たないことから両町が合併をして「水島市制」を施くことは難しいだろう」と指摘し、両町との合併交渉に努力すると述べた。

この頃国策パルプの南喜一社長は高橋倉敷市長へ手紙（写真7）を送って連島・福田の合併を希望しており、高橋市長も国策パルプに早期着工を要請すべく上京している。そして二月十九日、連島・福田町では「国策パルプ誘致が

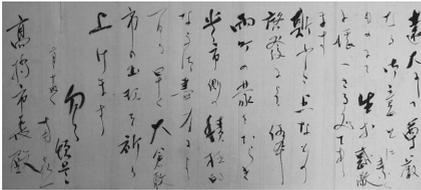


写真7 南国策パルプ社長の手紙
「一日も早く大倉敷市の出現を祈り上げます」と結ばれている

決定したら」という条件つきで倉敷市との合併を決議した。

こうして合併の機は熟したかに見えたが、二月二十八日福田町、三月六日連島町で合併の是非を問う住民投票が実施されたところ、両町ともに「現状維持」が多数となったのである。連島町では水島の社宅地区に賛成の声が多かったが、他の四地区では現状維持を望む声が強く、また、国策パルプ誘致に関しては公害問題から漁業者らの反対が強かった。この結果を受けて両町議会は一応審議を打ち切ることにした。

しかし、国策パルプ誘致への動きは盛んであった。四月の統一地方選挙の後、岡山県では引き続き誘致運動を行ったが、地元漁協の強い反対運動や、選挙中に県と地元が問題解決を「お留守」にしていたこと、また会社が申し入れていた倉敷・水島（連島・福田町）の合併ができないこと、などが決定的に会社の心証を悪くしており、また山口県防府市の猛烈な誘致運動もあったため、会社の意向は防府市へ傾いていた。

福田町では五月二十一日の臨時議会で審議の結果、「国策パルプの誘致が仮調印に到った場合は倉敷市・連島町

と合議の上合併する、また漁業組合の問題は町議会の責任において処理する」と決議された。⁽²⁴⁾しかし、三木岡山県知事や副知事らの熱心な引き止めにも関わらず、国策パルプの新設工場は防府市と決定した。

この年八月、倉敷市は倉敷・福田・連島を結ぶ水島鉄道の全施設の買収を決定し、合併実現に向けて努力したが、国策パルプの誘致失敗もあって再度の合併交渉も成功しなかった。

三度目の合併話は、昭和二十八年一月に三菱石油株が製油工場設置の候補地として水島の調査を開始したことに始まる。八か町村中、福田・連島と共に南部三町の一つに数えられていた西阿知町がすでに合併を決議していたことに刺激され、両町でも合併熱が再燃した。

福田町では二月二十六日に全員協議会で審議した結果満場一致で合併に賛成。翌二十七日の臨時議会で可決された。一方の連島町でも三月十日の審議会で倉敷市との合併を決し、二十日の町議会で倉敷編入の議案が可決された。

先の国策パルプの誘致失敗はよほどこたえたと見え、全員協議会で柚木唯二福田町長は「明日にも三菱石油の

関係者が水島を視察に来る状態で、一日も早く合併して大工場誘致ができるよう受け入れ態勢を整えたい」と発言している。⁽²⁵⁾

また一部議員が「短日時に理事者に計画を立てさせた」と正副議長を責めたのに対し議長が「時間的に急ぐ必要があるからだ」と説得していることから、「何としてもこの度は三菱の誘致を成功させたい」との思いが見て取れる。

かくして福田・連島町との合併は三度目にしてようやく実現し、昭和二十八年三月二十二日付で合併申請書【24】が提出され、



写真9 福田町役場 (1963年)



写真8 連島町役場 (1963年)

同年六月一日、両町は倉敷市へ編入された。

これをもって高橋市長が提唱した近隣八か町村合併は全て実現した。町村合併促進法が施行されるのは同年十月のことである。

ただし難航した分、福田・連島については合併後も問題が起こっている。高橋市長は昭和二十六年二月、連島町との合併協議の中で「税負担は住民税の均等割りで二百円高くなるが、倉敷市では水利地益税を課していないので農村の負担は合わせ考えたと低くなるだろう」と発言しているが、倉敷市は合併翌年の昭和二十九年四月三十日の臨時議会で市民税改正を決議し増税を決めた。

合併一年足らずの増税となったため、高橋市長は約二億円の赤字財政というやむをえない事情を説明したが、事前に了解がなかったことに強い不満を持つ連島地区協議会では「責任を取れ」「増税にはあくまで反対」「市議会を解散せよ」などの声が飛び、一方福田地区でも協議会を開き「公約を無視した市長の政治責任を追及」「旧福田町に分離する」「市議会即時総辞職の要求」など議論百出し、結局連島と連携して水島市建設を目標に分離を研究する特別委員会を作ることに見合一致している。

藤戸町は隣接する粒江・帯江村が倉敷市に合併してからは、様々な面において倉敷市と密接な繋がりを生じ、また一一七〇万円程度予算額（昭和二十八年年度）では積極的な行政は望めないと、藤戸町を囲む倉敷市・茶屋町・灘崎町・郷内村などの研究を行い、地区ごとの懇談会を開くなどして町民の意向を聴取したところ、大勢は倉敷市との合併の意向が強いことが明らかとなった。昭和二十九年九月、一応研究と内交渉が終了したので藤戸寺で町民大会を開き経過と結果を発表。さらに十月に地区ごとの説明会で最終的な賛否の回答を求めた。こうして町民の意見がまとまったため、十一月十一日の町議会において満場一致で倉敷市との合併を決議。十二月一日倉敷市と合併した【25】。合併記念式は同日午前藤戸寺で盛大に挙行された。合併を機に発刊された『藤戸町誌』は合併の項目を「長い歴史と伝統をもつ地域の特色を生かしていくところに今後の進むべき方向が示されているのでは」と結んでいる。

ここまで見てきたように、財政規模の小さな村が戦後の厳しい社会情勢の中で存続していくためには大きな自治体と合併するしかなく、粒江村のように学校一校建設

できないという現状が合併を促進させたとも考えられる。

しかし、ここに一つ興味深い資料がある。倉敷市議会の全員委員会での高木甲一教育長の発言である。以下はその要約である。「先日粒江に視察に行ったところ橋が壊れて自動車を通らない所があったので『ここは直さなければ』、と言うと、粒江村側は『そういう事をしてもらっては気の毒だから直しておきました。それから嫁入り（合併）してすぐ「仕着せ」（主人が奉公人に渡す衣服代金）をねだるのは言いにくいので、幼稚園だけは新しいのを建てて合併したい』と言う。『粒江村は非常に教育に熱心な村で、九三%が幼児教育を受けている。倉敷市も幼稚園に力を入れている。だから幼稚園の体制を整えて行きたい（合併したい）。だからと言って借金は一銭も持っていないきません』という話であった。私は粒江村は新制中学の件に悩んで合併を希望しておられるものと思っていたがそれは間違いで、粒江村はどこまでも教育に力を入れる、そして立派な後継者を育てるといった立派な構想を持っておられた。私の不覚を報告し正しい考え方で臨みたい」。

消え行く小村のプライドを感じさせるエピソードとして紹介しておく。

なお、昭和の大合併では、二十九年に清音・山手村、船穂町との合併話も持ち上がったが、諸種の事情（後述）でこの段階での合併は実現に至らなかった。

3 児島市と近隣町村合併

(1) 児島市の誕生と琴浦町との対等合併

児島郡南部の合併の動きは早くから見られた。明治三十六年（一九〇三）、味野（明治三十九年町制施行）・赤崎（昭和十六年より味野町）・小田（昭和三年より児島町）・本莊村四か村の合併が味野村から郡役所へ具申され、大正八年（一九一九）には琴浦町も含めた町村の市制施行が、味野町から提唱されたが、この時には実現しなかった。

こうした動きを背景に戦後いち早く合併が促進され、味野町・児島町・下津井町・本莊村の四か町村で南児島市制促進期成同盟会が設置され、昭和二十三年（一九四八）四月一日、児島市が誕生することとなる【27】。これは岡山県における戦後初の町村合併であった。

市を設置する理由によれば、「四か町村のうち本莊村

以外の三町はその大部分が連なっており、本荘村もわずかな坂道があるばかりで、隣接した民情風俗同一にする地域である。大正初年頃から琴浦町を含めた市制実施実現の動きがあったが、戦争開始や備南鉄道という交通網の立ち消えなどから合併の動きは静まっていた。しかるに戦後の厳しい社会情勢に対応していくためには各分立した小村ではとても無理であり、百年の計を持って各町村が名利を捨て大同団結して市制実現することが必要である」としている【27】。

このほか、かつて九〇か町村を管掌する郡役所が置かれていた味野から、大正三年（一九一四）に三井造船ができて急速に発展してきた玉野市にその中心地が移りつつあったという社会情勢も刺激となった。⁽³⁰⁾

また、市名「児島市」選定の理由は、「合併する各町村の自治体名にこだわらない「児島郡」から採用したものである。現に児島町があるが、これは長く小田村という名であった村が町制施行の際に児島町を名乗ったもので歴史も浅く、新市の北に位置し中央にあたるものでもないので、なんらその町名を採用したものではない」と説明されている【27】。

市制施行時に実現できなかった琴浦町との合併は、昭和二十七年（一九五二）一月に再度持ち上がった。児島市は全国的に最も小規模な市であり、町であっても児島市に規模の劣らない琴浦町との合併は不可欠であった。市長・市議の改選を控えた児島市は琴浦町に二月十五日を期した合併の申し入れを行った。

双方の話し合いが進み県知事に一任することとなり、合併は急速に進展する兆しが見えていた。しかし、三月五日に公職選挙法に準じて実施された琴浦町住民投票の結果は、意外にも合併反対が過半数を上回る結果となった。思いがけない展開に開票の夜琴浦町にやって来た三木岡山県知事は「琴浦町に来て人生の勉強になった」と沈痛な面持ちで語った。⁽³¹⁾

児島・琴浦の長年の合併問題を左右するものとして県下から注目されていたこの投票結果により、合併は失敗に終わった。その要因を新聞は「機業に生き、同じ環境にあつて市町の境界さえも分からないほど密接な関係にある両者が結ばれなかったのは、双方があまりにも欠点を知りすぎていること。みんな大きくなるよりも三代でも五代でもよい、一人で一国一城の城主になった

方がよいという琴浦町民従来の気質が依然として根強く残っていること、町民税が市民税より安いこと、町民が自分たちの町を高く評価していること」などにあると指摘している³²⁾。

実際のところ、有力な企業を多く抱える琴浦町が児島市に提示した合併条件は強気で、合併は対等合併、新市名に旧町村名は使用しない（妥協案では児島琴浦市、庁舎は原則市町の境界とする、選挙区制を設け人口比例で定数を定める等である【28】）。

また、合併決議の琴浦町議会でも「児島市に負けない町」「将来大児島市の主導的使命を本町に約束された」



写真10 琴浦町役場（1955年）
（『琴浦町勢要覧』より転載）

など毅然とした発言が見られる。市制施行時に琴浦町が合併しなかったのも、「県下屈指の財

政的に恵まれた町」との自尊心から児島・味野とだけなら合併してもよいが担税能力の弱い農漁村の本荘・下津井を加えるなら合併はしないという優越感もあつたよう³³⁾だ。

琴浦町の要求に対し、児島市側も児島の地名は『古事記』³⁴⁾に由来する由緒あるもので、国内随一の生産を誇る学生服も「児島の学生服」で知られているのだから、やはり市名は児島市がよいと言い、「新市庁舎は大正橋（小川町・味野町境）より東」と主張する琴浦町に対し「絶対に大正橋は渡らぬ」と反駁。新市名、新庁舎位置を巡っては約二か月間不眠不休の論議が続いた。

こうして二度の合併失敗を経て、両市町の合併はもはや不可能とみられていた昭和三十年（一九五五）一月、味野の追暇堂³⁵⁾で行われた児島市議、琴浦町議有志の懇談会で合併の話が持ち上がったのを契機とし、三度目の合併協議が進められることとなった。

今度は絶対に失敗できないという意気込みで話し合いが進められ、過去、二回の轍を踏まぬよう、と協議が重ねられた結果、昭和三十一年一月十二日、琴浦町公民館で合併協定書に調印がなされ同月十五日両議会で議決され

た。議決後に琴浦町での町議会リコール騒動が起こったが、これも取り下げとなり、ようやく同年四月一日、新児島市の誕生をみたのである。全国でもあまり例のない、市と町の対等合併であった。⁽³⁶⁾

(2) 郷内村植松地区の分離編入と知事勧告

児島郡郷内村は昭和二十八年（一九五三）の町村合併促進法が合併を勧める「人口八千人に満たない」小村であり、財政規模は平年度概ね二千万円程度。赤字ではないものの、この程度の子算では細々とその日を暮せても住民福祉のための重点事業は困難であると、同年七月に合併委員会を作つて倉敷・藤戸・灘崎・琴浦等に話を持ち掛けていたが異口同音に「その時機が来たら話し合う」として問題にならなかつた。⁽³⁷⁾

その後、数度にわたり児島市および琴浦町へ合併を申し入れていたが、前述のごとく当時旧児島市と琴浦町は合併の交渉中で郷内村との合併に応じるゆとりがない状況であった。しかし、工場誘致など将来の発展のために一坪でも土地を確保したい児島市としても、五百町歩に及ぶ郷内の土地は魅力的なものであった。⁽³⁸⁾そのため、琴浦町との合併が成立して新児島市が誕生すると、郷内村



写真11 郷内村役場（1959年）

との合併話が再燃。昭和三十一年八月には郷内村議会で合併を議決し児島市への申し入れを行うこととなった。

ところが、郷内村のうち植松地区からは反対の声が上っていた。

植松地区は明治三十九年（一九〇六）に彦崎村（後の灘崎町）から分離

して郷内村に合併したため、同地区には灘崎町への分離合併を望む声が多かつたのである。しかし、中村純雄児島市長は「植松は児島淡水湖に通じ字野線が通っている重要な所、全村合併でなくては意味がない」とあくまで全村一致の合併を希望し、県へも陳情を重ねた^[30]。

こうした折、岡山県知事から植松地区を除いての合併勧告^[31]が出されることとなる。昭和二十八年（一九五三）制定の町村合併促進法が三年の期限を迎えた同三十一年、新市町村建設促進法が制定され、未合併町村の合併

表2 知事勧告を受けた未合併16地区

地区名	関係町村
加茂	苫田郡加茂町
	苫田郡阿波村
苫田北部	苫田郡苫田村
	苫田郡奥津村
	苫田郡羽出村
	苫田郡上斎原村
邑久	邑久郡邑久町
	邑久郡裳掛村
久世	真庭郡久世町
	苫田郡富村
大原	英田郡大原町
	東粟倉村
	西粟倉村
勝山	真庭郡勝山町
	真庭郡美甘村
	真庭郡新庄村
和気東部	和気郡吉永町
	和気郡三石町
里庄	笠岡市
	浅口郡里庄町の一部(西部)
	里庄町の一部(東部)
	鴨方町
高松	吉備郡高松町
	吉備郡真金町
郷内	児島市
	児島郡郷内村の一部
	郷内村の一部
	灘崎町
津高	御津郡津高町
	御津郡横井村
藤田興除	児島郡藤田村
	児島郡興除村
都窪中部	都窪郡吉備町
	都窪郡庄村
	都窪郡福田村
矢掛	小田郡矢掛町
	小田郡小田町
	小田郡北川村
蒜山	真庭郡八束村
	真庭郡川上村
山手・清音	総社市
	都窪郡山手村
	都窪郡清音村の一部
	清音村の一部
	倉敷市

※加茂・苫田北部・邑久地区は昭和32年に内閣総理大臣勧告をうけた(『岡山県市町村合併誌続編』より作成)

意見書への署名捺印を依頼されたが「現在全議員において西粟倉村長から協議会への参加を呼び掛けられ【32】、沖安弥治郷内村長も連絡協議会世話人書を提出した。審議会長あてに意見書を提出した。岡山市上石井)において県下未合併町村連絡協議会を開き協議の結果、知事・審議会長あてに意見書を提出した。沖安弥治郷内村長も連絡協議会世話人の西粟倉村長から協議会への参加を呼び掛けられ【32】、

(参考展示)

児島の白尾しろおは倉敷市と玉野市に跨って位置する珍しい

促進が図られた。県下では郷内を含む十六地区の未合併地区(表2)に十二月二十五日から三十二年三月末日にかけて知事勧告が出され、うち三地区には内閣総理大臣勧告が出された。しかし、これらの自治体はいずれも複雑な事情を抱えており、大きな効果は上がらなかった。勧告を受けた未合併町村の首長らは、三十二年三月九日に自治会館(岡山市上石井)において県下未合併町村連絡協議会を開き協議の結果、知事・審議会長あてに意見書を提出した。沖安弥治郷内村長も連絡協議会世話人の西粟倉村長から協議会への参加を呼び掛けられ【32】、

て研究中でまだ結論が出ていないため」と今しばらくの猶予を願いでている【33】。もめにもめた郷内村の編入であるが、次第に県の勧告通り植松を分離しての合併へと傾いていき、昭和三十三年の十月二十六日には郷内村と灘崎町、翌二十七日には郷内村と児島市で合併協定書に調印がなされ【34・35】、それぞれ申請書を提出【37】、昭和三十四年三月一日、最初の合併申し入れから六年を経てやっと合併を実現したのである。



写真12 玉島市街地「岡山県玉島市観光商工業内(部分)」(1957年・個人蔵)

い地区である。初め庄内村の大字で、昭和二十九年(一九五四)に玉野市に編入されたが、合併後間もなく一部は琴浦町に編入された。白尾は地理的にはもちろん、交通・産業などあらゆる面で琴浦町との関係が密接で、合併後三か月以内に分離することを条件に玉野市に編入されたのである【38】。

4 玉島市と近隣町村合併

(1) 市制施行と近隣町村合併

児島市が四か町村で合併した後に市制を施行したのに対し、古くから浅口郡の中心として栄えていた玉島町は、昭和二十六年(一九五二)十一月現在で地方自治法に定める市となるべき要件、人口三万人以上(三万七千七百人)、商業その他の都市的業態に従事する者、及びその者と同一世帯に属する者の数が全人口の六割以上(七〇%)、三以上の官公署があること(岡山地方裁判所玉島支部、日本専売公社岡山煙草試験場、地方警察浅口地区警察署等)、公私立の図書館があること(玉島町立図書館)等々を満たしており【39】、昭和二十七年一月一日、単独で市制を施行し玉島市となった。

市となった玉島市は「大玉島市」を実現すべく、近隣

の長尾町・黒崎町・富田村・船穂町・金光町との合併を望んでいた。近隣町村としても玉島町が市となり、地理、経済、文化、交通あらゆる面において玉島市と密接な繋がりがあったことから合併の機運が高まっていた。

まず、昭和二十八年二月十一日に長尾町が玉島市に編入され【40】、続いて四月一日に富田村・黒崎町も編入された【41】。これらのうち、黒崎町では寄島町に隣接する南浦地区で強い反対の動きがあったが（後述）、とりあえずは合併が決議された。

(2) 穂井田村との分村合併

穂井田村は吉備郡に属し、昭和二十七年に吉備郡西南地区の六箇町村（箭田町・藺村・大備村・呉妹村・穂井田村・二万村）合併モデル地区に指定されていた。しかし、このうち浅口郡境に位置する穂井田村大字陶地区民は、地勢、交通などの関係から長尾町との合併を強く希望。真備町建設運動を阻むこととなった。

一方、穂井田村大字服部地区は初めから六か町村合併を希望しており、村内の意見は二つに分かれて対立した。このため五か町村が大備村において合併調印をした際、穂井田村は不参加で態度を保留していた。また、合併五

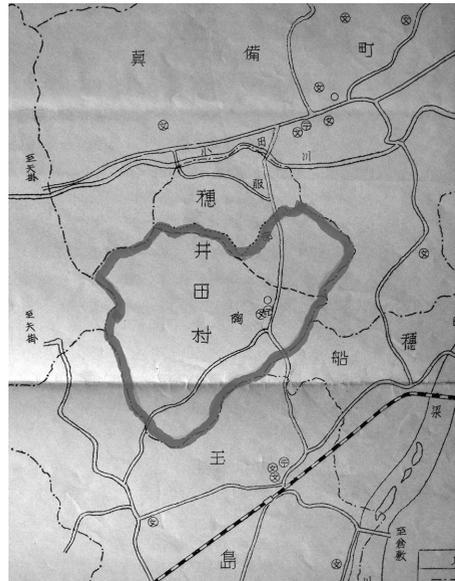


写真13 「真備町・穂井田村・玉島市略図」
太線内が玉島編入地域

か町村側も「服部地区だけの合併は絶対受け付けぬ」と強い態度を示したため「モデル地区に思わぬヒビが」とその成り行きが注目されていた。⁽⁴⁰⁾

こうして昭和二十七年四月一日、箭田町ほか四か村が合併し真備町が誕生した。穂井田村議会では種々調整が図られたが南部地区住民の意向は変わらず「分村合併もやむなし」という結論に達していた。その境界をどこに引くかということでもまた紛糾したが、同二十八年に長尾町が玉島市に編入された後、倉敷地方事務所の斡旋によ

り穂井田村の分村境もようやく決定。昭和三十一年四月一日、大字陶と服部の一部が玉島市へ編入【43】(写真13)、残りの地区が真備町へ編入された。

町村合併促進法第二十七条により合併を行った自治体には補助金が交付された。合併市町村補助金は合併促進のために必要とされた経費を補助するもので、経費については二分の一の補助であるが、庁舎の増改築、道路・橋梁等の建設などの町村合併善後措置費については全額が補助されることとなっている。

【45】は玉島市・穂井田村合併時に交付された補助金に関する資料で、経費五六万五〇〇〇円が交付されている。また、同年三月二十日付で申請された「町村合併補助金交付申請書」によれば、玉島道口より穂井田陶に到る道路の拡幅道路改良費として一七四万三〇〇〇円が申請されている。

この申請書に添えられた財産及び負債処理報告書によれば、合併時における決算上の負債状況は穂井田村が該当なし、玉島市が一億七九三二万八〇八二円であった(三十年度一般会計最終予算総額は三億三五二九万三四五三円である)。

5 合併の諸様相

～ゆれる議会・反対派の運動・合併見送り～

市町村合併は必ずしも円滑には進まない。合併の是非を問う住民投票の結果のほとんどは反対多数である。個々に長い歴史を持つ地方自治団体を根本的に変革する市町村合併は、市町村相互間、あるいは町村と住民、または住民相互間での紛争を起し刑事事件に発展したケースも少なくない。ここでは、そうした激しく紛糾した合併のケースを取り上げた。

(1) 豊洲村の紛糾 ～町長・町議が総辞職～

明治二十二年(一八八九)、都窪郡の五日市・中帯江いっかいち・西田にしだ・早高はやたか・高須賀たかすかの五か村が合併してできた豊洲村は早島町・茶屋町と境を接しており、その地勢から大字高須賀の添新田は茶屋町と、大字西田は早島町との関係が深かったため、倉敷との合併については反対の声が強く、一方倉敷市と境を接する大字五日市は倉敷との合併に前向きであった。豊洲村としては隣接する帯江村と同一歩調で合併を進めたいという意向であったが、村内がまとまらぬうちに、昭和二十五年(一九五〇)に菅生村、翌年

二月には中庄・帯江村も倉敷市との合併を議決した。

これを受けて豊洲村では昭和二十六年二月十一日から臨時議会が開かれ、倉敷市との合併について審議が重ねられたが、全村一致への方向付けは極めて難しい状況であった。五日市は倉敷市合併に賛成。中帯江は多数の方に賛成する。西田は現状維持。早高・高須賀は全村一致なら合併（ただし、添新田は茶屋町へ編入）という状態で、合併反対地区には水利や学校の問題があった。

十一日の議会では初めに反対の強かった西田地区選出の三議員が辞意を表明（同日撤回）、茶屋・早島両町に呼びかけその両町と一緒に豊洲も倉敷市と合併するという案も出された。

十八日の議会では採決前にまず議長が辞意を表明。続いて「最後の一致点を見いだせなかったのは村長として努力が足らなかった」と永山幸一村長も辞意を表明したため議会は混乱し、翌十九日の午前二時五十五分まで審議が続いた結果、採決は十九日の午後まで猶予することとなった。

ところが、再会された午後からの議会も紛糾し、ついには採決前に次々と議員が退場。退場した議員宅に議長

が書記を遣わして口頭で催告を促したが、議員らは在宅しておらず、夕方文書で再び催告し六時二十分まで待つても出席がなかったため、「地方自治法第百十三条」⁽¹²⁾により六名の議員だけで議事を続行し、決議がなされた。

その結果は中帯江・五日市の二地区が倉敷と合併。高須賀は茶屋町と合併。西田・早高は各地区住民の意思に委ねる。というものであった。村内三分の形となったため、県の地方課長らが議長に円満解決を勧めたところ、二月二十四日の議会で、全村一致で倉敷市と合併するか、現状維持かを問う村民投票を三月一日に行うこととなった。⁽¹³⁾【46】はこの時の投票を呼び掛けるチラシである。この際、永山村長は辞表を撤回した。

ところが、この村の趨勢を決定する住民投票の結果、合併反対が二五票の差で上回ったため（賛成二二八、現状維持二五三。投票率九七％）、同夜の臨時議会においてまず合併を推進してきた中帯江・五日市の五人の議員が辞意を表明。続いて「村を円満に纏めることができなかった」として残る一議員も次々と辞意を表明。最後は「村を騒がし収拾できぬようにし村民にすまぬ」と村長までが辞職すると発言し、ついに総辞職となった【47】。



図1 豊洲村大字略図
 『新修倉敷市史第九巻』附録①「倉敷とその周辺の領有分布図」を基に作成。

り、合併問題は選挙後の新たな議会で審議されることになった。
 したがって、ふりだしに戻った豊洲村の合併は、翌二十七年一月になつて再び五日市から倉敷との合併の動きがあつたが、

全村あげての合併は実現できず二月十九日の村議会で中帯江・五日市地区のみ倉敷との合併を決議。村内を分裂させたとして永山村長はまたも辞表を提出した。

三月五日の全員協議会で永山村長の辞表は受理され、協議では合併の急先鋒であつた五日市地区(約七十戸)から①全村あげての合併②不一致ならば分村合併など三項目の議決を議会に要求したが、村長不在であり全村一致の合併を否決されたため、五日市選出の議員二名ほか、

しかし、ちょうど議員の任期が切れる時期であり、年度末で審議すべき事項が山積みであつたため辞表は一応村長が預か

同地区の公職にあつた地区民は全員辞表を提出。「今後五日市地区は村に対して協力しない。現在豊洲小学校へ入学している児童は倉敷市帯江小学校へ転校させる」などの強硬な態度を決めるといふ最悪の事態に陥つた。

豊洲村がもめる理由を村民は「倉敷と合併するより現状を維持して自己の基盤を固めようとしている一部有力者が地域住民の意見を押しえた」「村が一つの市と二つの町に囲まれているという地理的条件は、地区ごとの相反する利害関係が、小さな村であればあるほど切実な問題」と語っている⁽⁴⁾。

その後、早島町が西田地区の編入を議決するという出来事もあつたが、豊洲村議会はこれを否決。三月十三日の議会において、西田地区で投票の結果、早島合併希望者多数であつた結果をふまえて西田地区選出の藤原議員が最後まで西田地区の早島編入に理解を求めたが、他の議員からの「西田を抜くことはできぬ」といふ強い説得によりついにこれを了承。茶屋町へ編入する高須賀地区の添新田(約五十戸)を除いて倉敷市編入を議決した⁽⁵⁾。こうして昭和二十七年四月一日、ようやく豊洲村は倉敷市との合併を実現したのである。

(2) 玉島黒崎南浦の訴訟

市長と県知事を相手に提訴

昭和二十八年四月一日に玉島市・黒崎町が合併した四日後、黒崎町南浦地区では異例の合併後の住民投票が行われた。浅口郡寄島町に隣接する黒崎町南浦地区住民の一部には、寄島町との合併の強い要望があった。この投票は合併前に玉島市長・黒崎町長らと南浦地区の代表とが交わした覚書によるもので「反対多数の場合、玉島市は速やかに南浦地区分離の措置をとること」と記されて

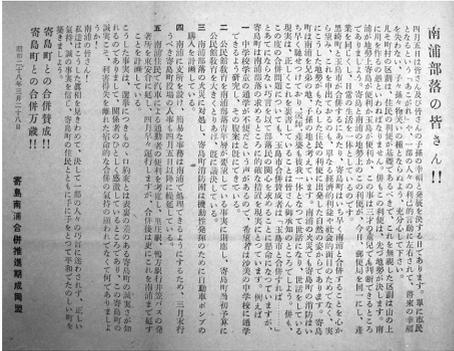


写真14 寄島合併推進派のアジビラ
寄島町との合併の利点を五か条にして書上げている。

いる。
【48】(写真14)
は投票を前に配布された寄島合併推進派のアジビラである。推進派は「市民となるといふ憧れや、一部の人の利己的言動に惑わされ将来の幸

福を失わないように」と呼びかけ、消防、病院、郵便局利用などの利便性をあげ、また寄島町側には南浦に支所を設けたり、バス路線を延長したりする計画があることなどを紹介して寄島町との合併を強く訴えている。

投票の結果では寄島合併票が勝っていた。これを受けて玉島市の堀口功市長は「こちらとしては分離の手続きを取らなければならないが町有財産等色々難しい問題があるので長引くだろう」とコメントしている。実際、南浦は旧黒崎町の大字ではないため、分離に際しては一筆ごとに調査して決めるという全国でも稀な分離方法を取る事になった。^④

このような事情もあって南浦地区の分離が進まなかったため、翌二十九年三月、南浦地区の住民は玉島市長と県知事を相手取って岡山地方裁判所に訴状を提出し、市の区域変更決議を求めた【49】。一方玉島市側は合併が正規の手続きを経て執行されたものであることや、覚書の無効を理由に原告の請求を退けた【51】。この結果、同年九月二十七日、岡山地方裁判所は原告の訴えを却下している。

(3) 船穂町合併紛糾

県も見放した大混乱

船穂町で合併の話が持ち上がったのは昭和二十八年三月、船穂町の小学校で開かれた「町民の集い」席上での県地方課職員の説明であった。⁽⁴⁸⁾以後、倉敷・玉島のいずれかと合併すべく町議会としても協議がなされ全町一致での合併を進めていたが、町の声は倉敷合併派と玉島合併派に分かれていた。穂井田村のように町村が二分して争ったケースは他にもあるが、船穂町の両派對立の激しさは群を抜いている。

町の南部、玉島寄りの六地区では玉島への分離合併を船穂町に請願したが、昭和二十九年九月二日の臨時議会で却下された。この議会では倉敷派・玉島派の議員が激しく意見を戦わせている。倉敷派議員は、玉島市の水利問題の態度が不誠実であると非難し、玉島派議員は倉敷市は多額の市債を抱えていると攻撃している^[52]。

二日後、同議会では倉敷市合併の賛否を問う投票を行い開票しようとしたところ、興奮した反対派住民約二百人が議場になだれこみ、町長、議長に詰め寄るなどして一時審議が中断された^[52]。この日、役場の内外には約三百人の町民が押し掛け、太鼓を叩いて氣勢をあげた。投票の際には住民らが屋根を越えて傍聴席に乗り込み、

警官隊が出勤する大混乱となったが、結局、十五対四で全町倉敷市への合併を可決した。

これを機に両派の対立は激化した。九月十八日、玉島合併派の町民らが大船尾公会堂に集まり、倉敷市福田の住民を招いて懇談会を開いていた。昭和二十八年に倉敷市へ編

入された福田では当時、倉敷市からの離脱問題が起きており（前述）、福田の住民を招いて倉敷との合併が不利であることを訴えようとしていたと思われる。そこへ倉敷合併派の住民ら約百名がやって来て、押し問答の末、福田の住民と玉島合併派の町議を車に乗せて又申公会堂へ連れ去り種々詰問した。連れ去られた両名はこの騒動の際、倉敷派の人たちから暴行を受けたとして後日玉島署に出頭し倉敷派の住民五名を告訴している。⁽⁵⁰⁾



写真15 近隣町村合併関係係のスクラップ

その後、倉敷市議会も十一月十一日に船穂町との合併を議決し、船穂町編入を十二月一日施行とする旨の合併申請書を県に提出した。十二月になり県は非公式に船穂町に六地区の玉島への分離合併を勧告したが玉島派が納得せず、町長・町議のリコール署名運動を展開。これが有権者の半数を占めた。

このように町の自主的解決が困難となったため、県への調停を依頼することとなりリコールは取り下げられた。しかし、県が最終的に提示した「十五地区を玉島へ分町する」という調停案に賛成したのは玉島派議員のみで、残りの議員は棄権、退場、反対といった有様で調停案は受け入れられず、ついに三月十九日、「これ以上県が調停しても円満解決は困難であるから、この問題は白紙に戻してはどうか」との表明があり、県は今後いつさの調停から手を引くことを通達した。⁽⁵¹⁾

こうして町が現状維持となった理由を『船穂町誌』は、「一般町民の関心は意外と低く、一部に無理押しする者があった事が大きい」としている。また、「地理的な問題よりも、商工業者と農民の対立」であるとも指摘。「町が分離合併することは避けられたが、船穂の支配層は町

を分裂させたことについて激しいコンプレックスを持っており、玉島派・倉敷派を問わずこの問題に触れることを極端に警戒し船穂は平和であることを強調し続けた」としている。⁽⁵²⁾

(4) 清音村・山手村の合併申込み

〈合併するなら倉敷へ〉

都窪郡山手村・清音村は昭和二十八年、市制施行を前にした総社町から合併の申し入れを受けた。これを機に山手村議会でも合併問題が話し合われたが「合併するなら総社より倉敷へ」の声が強く、同二十九年三月十五日、倉敷との合併を決議。十七日に倉敷市へ合併を申し入れた【53】。同三月三十一日、市制を施行した総社市は再び山手村へ合併を呼びかけており、倉敷市の高橋市長は「倉敷市へこだわることなく、総社市へ参加することを考えてはいかが」と総社合併を促したという。⁽⁵³⁾

昭和三十年三月の清音村会議事録によれば「昭和二十九年に倉敷市から合併の勧誘があり、当初倉敷市は藤戸町・船穂町・清音村・山手村との四か町村合併の意向であった」とされている。その後、倉敷市は三十年四月一日合併を約したものの諸種の事情で「早急合併は困

難」と回答。にも関わらず、清音村議会は四月一日を期しての倉敷市との合併を満場一致で議決した。⁽⁵⁴⁾

山手村・清音村へは総社市へ合併する旨の知事勧告も出されたが（前掲表2）、山手村議会では知事の勧告を否決。勧告が出たこともあり倉敷市はこの合併には消極的であった。そして、山手村では昭和三十六年、「合併問題は一応打ち切ること」となった。⁽⁵⁵⁾

山手・清音村との合併は昭和四十五年（一九七〇）に再燃する。この時も両村は倉敷市との合併を強く希望した。しかし、総社市、山手・清音村で結成していた一部組合立の中学校運営をめぐり、倉敷市は「組合は当分現状維持」を合併の条件としたが、総社市は「倉敷合併ならば組合を解消する」としたため、倉敷市からは合併見送りの回答が出されたのである。^[57]

6 三市合併・新倉敷市の誕生

(1) 三市合併の底流

↳ 四市合併 備中市（仮称）構想

昭和三十八年（一九六三）一月十三日を目標に推進された岡山県南広域都市計画（百万都市構想）が流れてしまっ

たため、自治省の小林事務次官は一月十日から事態收拾に乗り出した。そして大同合併が予定されていた地域を二分して岡山市を中核とする備前と、倉敷を核とする備中ブロックでの合併を調停案として出し、大同合併に反対した高橋市長と議会に実現を求めた。

しかし、一月十七日には「（百万都市構想の）議決不執行について市民の信を問う」として市長・市議会議員選挙が行われ、高橋市長は八割近い得票を占めて当選し、大同合併賛成派の議員は半数以下となった。⁽⁵⁶⁾

改選後の二月十四日、臨時議会では難波議員から県南広域都市合併問題を白紙に戻す動議が出され、全会一致で可決されている。⁽⁵⁷⁾

二月末、高橋市長は議長とともに自治省に招かれ備中ブロックの経過説明をしている。この際、高橋市長は倉敷・児島・玉島の三市合併を提案したが、事務次官からの説明で自治省案に歩み寄り、倉敷・児島・玉島・総社の四市を中心に備中市（仮称）の早期実現を目指すこととなった。⁽⁵⁸⁾

これを受けて高橋市長は三月八日の議会で百万都市構想騒動を「異常な混乱」と述べ「しばらくは合併問題に

触れたくない」としつつも、「将来発展する倉敷市にとつては顔を背けることのできない宿命的な問題」と合併への取り組みの姿勢を表明した。⁽⁵⁹⁾この時市長は、「善隣友好」「当面の利害のみで合併の是非を論じない」「しかし、倉敷市の財政は持ち出さない」の三原則を貫く、と発言したが、時期・方法には触れず議会側に検討を委ねた。

ところが、これに対し議会は猛反発した。同月十二日の全員協議会では審議が行われず閉会した。百万都市構想賛成派は「百万都市構想の時にはなかなか態度を表明しなかったのに今度は真つ先に四市合併を主張するのか」と市長を非難。反対派議員からも「議会の意見も聞かず合併を唱えるのでは三木知事と同じやり方」との声が上がったため、四市合併の前途はかなり険しいとみられた。⁽⁶⁰⁾

自治省の意向も無視できない高橋市長としては議会に協力を要請せざるを得なかったのであるが、先に県南広域都市計画を白紙に戻したばかりの議会にとつては受け入れがたいことであった。

高橋市長らの反対で百万都市構想が実現できなくなる
と、三木知事と高橋市長の間に亀裂が生じ、それが県と

倉敷市間の行政にも悪影響を及ぼすようになった。⁽⁶¹⁾県と市の不仲が続く中、昭和三十九年九月二十五日、高橋市長は自治省幹旋の合併案を実現できないことを理由に任期半ばで辞職。市長が辞表を提出した九月二十一日には三木知事が急逝し両者の確執は自然消滅した。

こうして三市合併は、高橋市長の後を受けて倉敷市長になった大山茂樹市長によって推進されていくことになるのである。

(2) D地区帰属問題　　↓埋立地は誰のもの↓
昭和四十年（一九六五）九月下旬、玉島市議会内で倉敷市との合併話が持ち上がり、十一月十三日、玉島市の遠藤議長は倉敷市議長を訪れ合併の調査・研究を申し入れた。この時倉敷の大山市長は「市への正式な申し入れがあれば受けて立つ」と答えている。⁽⁶²⁾倉敷市はこれを受け入れ前向きに対応したが、結局結論が出ないまま、この話は流れてしまった。

その後、三市合併を方向づけた直接の契機は水島埋立地D地区であった。水島の開発にあたっては埋立地の帰属問題で早くから三市間で争論が起こっていた。

初めに三菱石油（現、JXTGエネルギー株）の用地になつ



写真16 所属未定地編入反対児島市
陳情団のバス (1959年)

以前は児島市の地先であった」として埋立地の一部を児島市へ編入しよう訴えた。旧内務省地理調査所の図面ではA地区の中央あたりに倉敷市・児島市の境界線が引かれていたのである。

しかし、県はこれを認めず倉敷市編入を議決したため、児島市は激しく反発【58】。この行政処分無効を訴え行政訴訟を起こした。運輸省に工事中止を申請し、漁業者らは公有水面埋立法違反などで県知事を告訴。海上デモを行い工事事務所に押し掛けるといった異常事態であった。

ていたA地区(図2参照)をめぐって、倉敷市と児島市が激しく争った。昭和三十三年(一九五八)に造成工事

が終わると県は倉敷市への編入手続きを始めたが、児島市は「埋立海面の漁業権は古くから児島の漁民にあり、A地区が陸続きとなる

た。その後、知事の説得などにより紛争は治まり覚書が締結され、最終的にA・B地区は倉敷市、C地区は児島市編入と決められた。

次にD'地区(高梁川干拓連島工区)の帰属をめぐっては倉敷市と玉島市が争った。旧内務省地理調査所の図面では両市の境界線が高梁川東岸にかなり切れ込んでいたためである。昭和三十五年、県は玉島市長・議長に「倉敷・玉島市の境界を高梁川中央線とし、D'地区は倉敷市へ編入する」旨を照会したところ、異議なしと回答された(ただし境界線については不同意)。

そして、問題のD地区は昭和三十六年に岡山県と倉敷市が誘致した川崎製鉄の用地で、三十七年十月一日、川崎製鉄から県知事あてに埋立免許願いが提出された【59】。

これを受けて翌三十八年五月に県が倉敷・児島・玉島市の三議会に諮問をしたところ、倉敷市議会は埋立に同意したが、児島・玉島市議会の同意はなかなか得られず、三十九年七月、県の三度目の諮問に対し、九月に玉島、十二月に児島市議会が「埋立後の土地の所属を決定するにあたっては本市と協議の上決定されたい」という但書

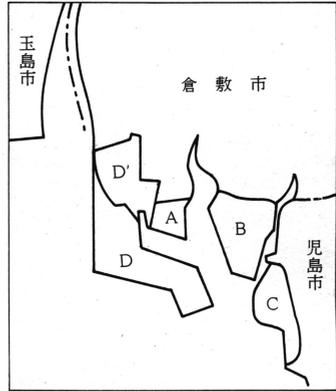


図2 埋立地A～D'地区
 (『岡山県市町村合併誌統編』より転載)

を付けて同意した。

D地区の問題は単に行政区域の拡大といふことだけでなく、川崎製鉄誘致後に

見込まれる多

額の固定資産税の税収が大きかっただけに、三市はそれぞれD地区が自分たちの市に帰属するものとして譲らなかった。

こうして四十年三月、所属未定のまま川崎製鉄に埋立免許が出され造成工事が始まったが、四十一年六月に倉敷市が、川崎製鉄が一部使用して工場建設をしていたD地区に対し固定資産税と都市計画税約一千万円を課税したことからD地区の帰属問題が再燃する。

玉島市が県へ「所属未定の川鉄への倉敷市の課税は納得できない。即時撤回してほしい」と申し出たため、県の地方課長は「児島・玉島の市民感情を考慮して撤回して

ほしい」と要請したが大山市長は「私は川鉄は倉敷市であると信じており撤回はできぬ」と述べた【61】。

最終的に三市長は県へ調停を依頼し、県が自治省の意向を糺した結果、その見解は「三市の主張は頷けるがこれを分割裁定することは甚だ至難であり、これを円満に解決するためには三市住民の意向を尊重した上で合併を検討してはどうか」という、三市合併の方向を決定するものであった。

自治省の意向が県から三市に伝えられた二日後の九月二十二日、倉敷市議会全員協議会において大山市長から三市合併についての提言があった。大山市長は「(D地区帰属問題の)話し合いの中で解決方法として合併が浮かびあがった。川鉄の課税問題が契機となったが、水島を中心として合併することは是非必要だ。合併するならば早い方がいいと思う」とし「川鉄の帰属で合併するということはないが、たまたまそれが契機となったということはある」と発言している【61】。

(3) 速成合併の理由

↳ 県の吸上げ「三十五億」

三市合併について、反対意見を述べる三市の議員の多

くは「あまりに急速過ぎること」を理由にあげている。「もっと時間をかけて議論し、市民にPR・説得することが必要である」との発言が目立つ。しかし、合併は急がれなければならない大きな理由があった。

一つには議員の任期の問題があり、三市中最も早い倉敷市議の任期が四十二年二月二十一日であったこと。また、当時、新産業都市建設促進法により議員の任期・定数に特例が設けら



写真17 建設中のモデルスクール (1952年)
老松小学校の前身で当時中国随一の規模と言われた

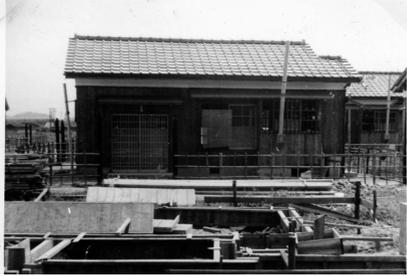


写真18 建設中の庶民住宅 (1952年)
水江・帯江・羽島などに建設された市営住宅。
人気があり入居は抽選であった

れていたが、この特例が四十二年三月二十八日で失効することも引き金となっている。

さらに、決定的であったのは三市が合併しなければ、県に多額の税金を吸い上げられるという試算である。

ここで、三市の戦後の財政状況を見てみると、倉敷市は昭和二十七年（一九五二）、モデルスクール・庶民住宅（市営住宅）の建設や水島鉄道買収の短期・長期起債を抱えこみ、約九千万円の赤字を抱えていた。市はこれを「大倉敷市実現のための積極的赤字」だとしているが、翌二十八年二月二十四日には市財源の主流を占める紡績業界の不振によって各課に支出停止命令が出されている。⁽⁶⁴⁾

昭和二十年代後半の倉敷市の財政の硬直化は、近隣町村編入に伴う総務関係費の拡大と、編入町村の合併時の歳入・歳出差引における財源不足や一時的な起債が拍車をかけたとされ、朝鮮戦争後の経済不況と地方財政危機下、児島・玉島も同様の状況であった。⁽⁶⁵⁾

倉敷市は三十一年に財政再建団体に指定され、三十六年に再建を完了したものの、その後水島開発等に多額の先行投資を行い、昭和四十年三月には一一億二五〇〇万円余の赤字を抱えて赤字再建団体に指定されていた。⁽⁶⁶⁾こ

のため誘致した企業に交付する奨励金を九年払いに繰り延べるといふ状況であった。

玉島市では昭和四十年三月、埋立地E地区への中国電力火力発電所の誘致が決定したが、この頃市の財政はかなり困難な状況であった。このため中国電力への奨励金の交付については県の斡旋により従来よりも「非常に楽な方法に」なったという。市議会における新年度予算についての滝澤市長の答弁では「財源困難」「厳しい財政事情により」などの発言が頻出する。これはすでに国鉄に移譲されていた玉島臨港鉄道建設費が財政を圧迫していたことが大きく、他にも誘致が決定した総合職業訓練所の設置については予算段階で赤字の要因となるなど、非常に厳しい財政事情であった。⁽⁶⁷⁾

これに対し児島市は従来からの漁業と観光、繊維産業のほか、年間三億円という競艇事業からの繰入金があり財政は豊かで行政水準も高かった。しかし、財政内容は競艇事業に支えられているのが実情で、中心産業である繊維産業の労働力不足が発展を大いに阻害していたため、合併によって人口を増やし労働力の増につなげる必要性があった。⁽⁶⁸⁾

このように三市の実情はそれぞれ異なっているが、いずれも苦しい財政状況であり、水島工業地帯からの膨大な税収は魅力的なものであった。ところが、地方税法上の特例で「一納税者の所有する償却資産で、その価格が十億を超えるもの」については、人口・財政力などに応じて一定限度以上を県が課税することとなっていた。

水島の場合、川崎製鉄ほか四社の大規模償却資産に対して昭和四十二年度から県の課税が開始される見通しとなり、その額は昭和四十二年から四十六年度まで約三十五億円と試算された【表3】(表3)。昭和四十年の三市の一般会計決算額合計が約六十三億円の時代である。

表3 大規模償却資産に対する税額(現況と三市合併した場合の比較表)

単位:千円

		42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	計
合併しない 場合	三市合計	640,905	1,030,304	1,007,204	1,658,222	2,356,109	6,692,744
	県吸上額	15,607	310,878	432,778	1,199,969	1,548,415	3,507,647
	差引	625,298	719,426	574,426	458,253	807,694	3,185,097
合併した 場合	税額	640,905	1,030,304	1,007,204	1,658,222	2,356,109	6,692,744
	県吸上額	0	0	0	0	265,988	265,988
	差引	640,905	1,030,304	1,007,204	1,658,222	2,090,121	6,426,756

※「三市合併調査資料No.3」【72】より作成

本来なら多額の市税となるべきものが、大規模償却資産であるがゆえに県に吸い上げられてしまうという事態を避けるためには、行政規模の拡大、すなわち三市合併の実現しかなかったのである。三市が合併した場合は県の課税は四十六年度からの開始となり、また額は約二億六千万円と推測されている【72】(表3)。

こうして、三市議会は昭和四十一年九月末に三市合併調査特別委員会を設置し、十月二十五日には三市合併合同調査室が倉敷市へ設置され協議が重ねられた。

十一月中には調査委員らが三班に分かれて北九州・大分・東大阪・富士・長野・郡山・いわき・仙台市など合併完了・予定都市の視察も行い、合併の直接動機・経過・大要、新市名の選定理由及び経過、問題点などを調査している。その復命書によれば、東大阪市・富山市・長野市を除いては二年〜五年のタッチゾーン⁽⁶⁾方式を採用しており、北九州市以外の市は採用をした方がよいと回答している⁽⁷⁾。視察の結果、合併に批判的であった児島市議会は賛成に傾き、三市ともに一部革新系の議員を除き大勢は合併推進へと流れていった。

しかし、執行部・議会の盛り上がりに対して住民の



写真19 三市合併問題説明懇談会
説明する中塚児島市長 (1966年12月3日)

民の利益に根差すものではない、住民の意向が反映されていない、将来の利害得失が不明確」などを理由に早くから反対運動が展開されていた。しかし、三市それぞれの活動団体はあったものの、三市連携の組織はなく合併を阻止するほどの力は持たなかった。

かくして、十二月五日、三市議会で新都市建設推進決议案が可決。翌日には三市合併協議会が発足し、二つの専門委員会を設置して新市名、事務所(本庁)の位置、新市の機構・組織・事務分掌、財産、市税国保事業取扱、建設計画等々を協議した⁽⁷⁾。また、PRに努めるため

盛り上がりに欠けたため、広報誌で合併の必要や利害得失を訴え、三市合併説明懇談会なども開催した(写真19)。急速な合併の動きに対して共産党・社会党・労働組合などが中心となり「合併の発端が川鉄の帰属問題にあり住

表4 3市合併日誌

年月日	出来事
昭和41	9.26 倉敷・玉島市議会が3市合併調査特別委員会を設置する
	9.30 児島市議会が3市合併調査特別委員会を設置
	10.12 3市合併調査特別委員会小委員会正副委員長と正副議長が初の合同会議
	10.22 3市正副議長、小委員会正副委員長が合同会議を開き、3市長を交え合同調査室の機構、調査方法、調査事項などについて協議
	10.25 3市合併合同調査室を倉敷市へ設置
	11.24 玉島市議会合併調査特別委員会を開き先進地視察を報告、協議
	11.25 倉敷市議会合併調査特別委員会を開き、先進地視察結果を報告、協議
	11.30 3市の合同会議を開き、3市とも12月3日から市民にPRを開始する、合併協議会の構成は3市の市長・助役・正副議長・小委員会正副議長・学識経験者7名の計25名とすることを決定
	12.1 児島市議会全員協議会を開き、合併合同調査室の資料説明し、先進地視察結果を報告
	12.3 3市長が市民に合併推進説明会を開始
	12.5 倉敷・児島・玉島の3市議会が新都市建設推進決議案・3市合併協議会設置議案を可決
	12.6 3市合併協議会が発足。第1回協議会を開く。合併事務局を倉敷市に設置
	12.8 新市発足後当分の間仮庁舎を倉敷市役所におくことを決定
	12.22 合併協議会は新市名を「倉敷市」に42年2月1日合併と決め、合併協定書に署名捺印した玉島市議会は合併を議決
	12.23 倉敷・児島両市議会は合併を議決。3市市長は連名で県知事に合併申請
昭和42	1.7 県議会が3市合併を議決し告示
	1.28 自治省が「官報」へ告示
	2.1 新倉敷市誕生

※昭和43年版「市勢要覧 倉敷」より作成

合併問題説明会を開いて市長が市民に合併の必要を説いたり、「三市合併だより」【73】の編集発行を行ったりしている。

連日協議の結果、十二月二十二日、三市の合意により二十一項目からなる合併協定書【62】に調印がなされた。協定項目のうち、結論まで時間を要した項目は、市の名称と議員の任期・定数、財政運営に関する経過措置であった。議員については三市の議員がそのまま合併後二年間は引き続き在任することとなったので、新市の議員は九四人というマンモス議会となった。

三市の異なる財政の調整は難しい問題であったが、競争事業によって比較的ゆとりのある児島市については五年間の経過措置としてタッチゾーンを採用した。合併後五か年以内は、一般会計・特別会計を含め児島地域の収入でその支出を賄う別途会計方式である。倉敷・玉島については同一会計で処理されることとなったが、「ただし、国・県の事業に対する地元負担金は当該地域分については従前の例により支出すること」とされており、それぞれの実情に応じた行政水準を維持均衡できる財政運営が図られている【62】。

最も難航したのは新市名であった。「姓名判断に任せ
る位の気持ちで」臨んでほしい、という倉敷に対し、合
併が近づくとともに反対運動が強くなっていった玉島の
委員は住民感情を慮り「新市の名前が三市のいずれかの
名前になるような事は断じてだめだ」と発言。結論が出
ないまま最終的に児島側の提案で県に白紙一任された。
そして、わずか十分ほどの休憩の間に地方課長が知事等
に連絡を取った結果、新市名は倉敷市に決定した。決定
後、玉島・児島側の委員は異議を差し挟むものではない、
としつつも結果を遺憾とする発言が続いた【68】。

合併協定書の調印を待って同日の午後、玉島市議会は
合併を強行採決した【64】。この日、玉島市役所には朝
から合併反対を唱える市民ら約五百人が参集し、市長や
賛成派議員の入場を阻止。機動隊が出勤する騒動となっ
た。玉島市では合併が現実のものとなってくるにつれ、
商工会議所や商店街、企業の組合などの商工業者の中で
反対の声が強まり、政党・労組などと共に激しい反対運
動が展開されていた。

採決の際には議場に市民らが乱入し大混乱となった
が、野次と怒号がうずまくなか、わずか十八分で合併は

可決された。この日の様子については、本号五三―七〇
頁に当時玉島市議会議員としてその場におられた金谷光
夫氏の談話があるので参照頂きたい。

翌二十三日は倉敷・児島市議会でも合併を議決。両市
とも反対派議員の激しい抗議がみられるが【65・66】、
賛成多数（倉敷27対5、児島18対5）で可決され、即日三
市長は連名で県に合併を申請した。⁽⁷²⁾三市の合併申請は
四十二年一月七日県議会で議決され、「岡山県公報」(号外)
に「倉敷市、児島市および玉島市を廃し、その区域をもつ
てあらたに倉敷市を置き、昭和四十二年二月一日から施
行する」旨が告示された【69】。

【71】の「岡山県公報」は児島市と玉島市の字名の変
更を告示するもので、一例をあげれば

玉島市^{うわなり}上成(変更前) ↓ 玉島市玉島上成(変更後)

児島市^{ひえだ}稗田(変更前) ↓ 児島市児島稗田町(変更後)

として、三市が合併して倉敷市となっても、玉島・児島
の地名が消えないようにするための措置である。この告
示は「昭和四十二年一月三十一日からその効力を生ずる
ものとする」とあるが、翌日の二月一日には両市とも倉
敷市となるので、一日だけ存在した地名と言える。

大山市長が三市合併推進を表明した昭和四十一年九月二十二日からわずか四か月、速成の三市合併は実現をみた。人口三〇万七六〇三人、九万三四〇五世帯、面積は二六七km²であった。

四十二年一月

三十一日には倉敷

市・児島市・玉島市庁舎で閉庁式が行われ、翌二月一日、倉敷市役所議事堂において新倉敷市開庁式が行われた。開庁式に先立ち、三月の選挙で新市長が決定するまで市長職務執行者を務める中塚元太郎元児島市長が市役所玄関に「倉敷市役所」「倉敷市倉敷支所」の二枚の真新しい看板を掲げた。大山元市長・滝澤元市長は倉敷市参与となった。

この日、市職員の慌ただしさに反し、市内では特に混



写真20 合併祝賀式場(1967年10月24日)
倉敷市役所(現市立美術館)北にエアドームが特設された

乱も見られず、また商店街なども飾り付け等これといった祝賀ムードはなかった。祝賀行事は新市長が誕生してから行うという市側に同調してのことであった。合併祝賀式は同年十月二十四日、市役所北に特設されたエアドーム(写真20)で行われている。

7 新倉敷市誕生後の合併

(1) 庄村と茶屋町の編入

高度経済成長長期の合併

都窪郡庄村は昭和二十八年(一九五三)の市町村合併促進法によつて都窪郡吉備町(現、岡山市北区庭瀬・撫川、福田村(現、岡山市南区山田・大福)との三か町村合併を検討していたが、村内は三か町村で合併すべきという意見と、倉敷市と合併すべきとの二派に分かれ、まとまらなかった。その後、三十一年の新市建設促進法によつて知事勧告が出されるに及び、三か町村合併を進めることとなったが福田村で反対運動が強くなり、再度合併は流れってしまった。福田村の一部で隣接の妹尾町(現、岡山市南区妹尾)との合併を希望する声が上がったためである。

その後の百万都市構想の際には、庄村もこの構想に含

まれていたが先述の通り計画は流れてしまった。再び合併が協議されるのは、昭和四十四年（一九六九）に岡山市と倉敷市から合併の呼びかけがあつてからの事である。

倉敷市の三市合併に触発された岡山市は、昭和四十二年十一月、庄村を含む二十三町村で県南広域都市建設懇談会を設立。四十四年八月には岡山・吉備・妹尾・福田・高松・庄・一宮・津高つたかの市町村長および議会で合併推進の意向が固められていた。

一方倉敷市もこの動きに影響されて周辺町村との合併をめざし、四十四年七月の庄村への打診の後、総社・山手・清音・船穂・早島・茶屋の六市町に合併を呼び掛けた。⁽⁷⁶⁾

これを受けて庄村では特別委員会を設けて検討を重ねたが、東（岡山市）か西（倉敷市）かで村内の意見は割れ県下注目の的であつたといふ。⁽⁷⁶⁾岡山市を結ぶ鉄道・国道が通過していた庄村は、倉敷市以上に岡山市との結びつきが強く、県南二大都市の都市化の波が錯綜する地帯であつたことが村内の意見を二分させることとなつた。

四十五年三月二十日の村議会で票決の結果、九対九で合併は見送りととなつたが、六月に再度両市からの申し入れがあり再議を村議会に諮つたところ、十三対四の多

数で倉敷市との合併方向が議決され、その後の倉敷市との協議の結果、十一月十三日には満場一致で倉敷市との合併が議決された【77】。

当時庄村では瀬戸大橋実現に先立つ中国横断自動車道・山陽高速道路の村内誘致、上水道の設備、中学校の建設などが懸案となつていた。庄村が発展するためには多額の経費が必要であり、そのためには水島によって急速な発展を遂げた倉敷市の大きな財政力が必要であるといふのが、村長・賛成派議員の意見であつた。

同議会で小山新三郎村長は「合併協議に入つたら全力をあげて開発に取り組む積り」としつつも、合併後は地域開発を行いたいとの倉敷市のビジョンに対し「私個人としては企業誘致は好ましくなく、文教・教育の場として緑の供給資源として残したい」と発言している。⁽⁷⁶⁾

こうして昭和四十六年三月八日、庄村は倉敷市へ編入合併された。

倉敷市東部に位置する茶屋町は、古くから倉敷市との繋がりが強く、昭和二十八年の市町村合併促進法施行の際にも早島町・藤戸町とともに合併の話が上がつていたがこの時には実現を見なかつた。

江戸時代の干拓によってできた茶屋町は「川ない、山ない、お寺がない」と言われ、当時県下の町村の中で最も面積の狭い町であったが、その分パイオニア精神に富む気風があり、古くは蘭草、全国的にも有名なゴム工業・繊維業の町として知られ、町村としては有数の水道完備の町として知られていた。⁽⁷⁷⁾ 昭和二十八年に茶屋町から倉敷市へ合併の打診をした際、高橋市長は「財政面で倉敷より良い茶屋町が今合併するには及ぶまい」と答えたという。⁽⁷⁸⁾

しかし、経済の高度成長と産業界の転換などにより、昭和四十六年頃には茶屋町の財政は逼迫し、昭和五十年末までに二億五五〇〇万円の赤字が見込まれていた^[78]。

昭和四十四年、先述の通り倉敷市は近隣六か町村に合併を呼びかけた。八月二日、大山倉敷市長は兩宮議長らとともに茶屋町庁舎を訪問し、姫井三亀男町長・助役・正副議長に茶屋町との合併を実現したいとの意向を伝えた。

大山市長は「倉敷市は今や岡山を凌ぐ勢いで発展しており、来年度からは市民税減税の方針。今回は早島・庄・

山手・清音・船穂および総社へも申し入れる予定」と伝えており、十五分ほどの話し合いの後早島に向かった。⁽⁷⁹⁾

これを受けて茶屋町でも調査研究が進められることとなったが、合併推進が具体的になるのは四十六年になってからである。茶屋町議会は倉敷市はもとより既合併の玉島や庄など各地を訪問して調査したり、各種団体代表と懇談会を行ったりするなどし、再三の協議をしたが議員の賛否は半々のまま、同年十二月二十四日の定例会を迎えた。

議事録によればこの日は報道関係者、町民多数が傍聴に訪れていたこともあり、動議によって合併推進決議案は繰り上げ上程となり審議が行われた。審議では賛成派と反対派の議員全員が交互に意見を述べている。

町長は同年六月二十四日の議会で「当町だけで二年もたない」と財政悪化を合併の理由にあげているが、当時の茶屋町は学校・庁舎建設、ごみ焼却場、道路舗装、用水関係、農業施策などの諸問題があり、賛成派の議員は町民福祉向上のためには行政規模を拡大しなければならぬと主張。一方、反対派議員は「住民投票もしておらず、町民の理解が十分得られていない。広域行政は必ず



写真21 倉敷市茶屋支所 (1973年)

しも住民福祉に繋がらない。町長が茶屋住民のことを思うなら、もう一度合併問題を掲げて立候補する意気込みがあつてよい」などと時期尚早を訴えた。採決は無記名投票で行われ賛成七票、反対五票で決議された【79】。

十二月二十五日、姫井町長と議長は倉敷市を訪れ滝澤助役らに合併推進可決の報告をし合併を申し入れた。大山市長は上京中で帰倉後「年明けなるべく早い時期に議会と十分相談の上態度を決めたい」と回答している。

投票結果が少差であつたことから倉敷市の態度は慎重で、姫井町長の報告を受けた滝澤助役は「合併は全会一致の賛成が好ましい」と答えており、市、市議会の幹部からも「申し入れたのは倉敷だが、それは全町こぞつてのときのこと」と七対五の結果に不安を見せた。

また、茶屋町と合併しても人口は八千人弱しか増加しないため、市議会議員の定数の増加につながらず、逆に一人の市議を茶屋町にとられる心配があることから議会内にも微妙な思惑があつた【80】。

このような状況であつたため推進決議はされていても、翌四十七年一月二十三日の合併推進委員会条例、二月三日の臨時議会における合併特別調査委員会設置の審議の際も、可決はされたものの、賛成、反対意見が拮抗しており、倉敷市も慎重な態度を取つていた。

しかし、町長、町議の任期がそれぞれ五月、六月までと迫つていたこともあり、二月末に双方で合併協議会が設置されてからはスピーディーに事が運び、三月一日に合併協定書に調印がなされ【80】、昭和四十七年五月一日茶屋町は倉敷市へ編入された。

(2) 真備・船穂町の編入
 三市合併が成立した昭和四十年代の日本は、「昭和元祿」と呼ばれた好景気に沸き、市町村も財源に恵まれていた。しかし、この好景気は長くは続かず、昭和四十八年（一九七三）のオイル・ショックに始まる経済界の混乱は長く尾を引き、平成二年（一九九〇）のバブル崩壊でさ

らに深刻な時代を迎えることとなった。こうした時代には政府も合併に目をむけていなかったが、平成十一年、合併特例法の改正により平成の合併が促進されることとなった。

小泉内閣が掲げた経済政策スローガン「聖域なき構造改革」の柱の一つ「三位一体の改革」は地方への補助・交付金を大幅に削減するためのものであり、市町村合併と連動したものである。平成十三年三月、総務省から都道府県知事に合併推進要綱作成の要請があり、岡山県で



写真22 「合併協議会だより」

も「市町村合併推進要綱」の策定がなされ関係市町に配布された。当初県が策定した合併パターンでは倉敷市・早島町・船穂町の組み合わせで、真備町は総社市・山手村・清音村との合併に組み込まれていたが、後に離脱している。⁽⁸²⁾

合併特例法は平成十七年三月末までの時限法であつ

たため、平成十五年になると法定協議会の設立が相次いだ。

十月一日には倉敷市・船穂町・真備町の一市二町による倉敷地域合併協議会が設置され、第二回目の協議では合併の方式（船穂・真備町を編入）、合併の期日（平成十七年三月末までの早い時期）、新市の名称（倉敷市）などが協議された。また、合併にむけて住民の理解が得られるよう「倉敷地域合併協議会だより」^{【82】}（写真22）も発行している。

真備町では「広報まび合併特集号」^{【84】}を発行したり、出前講座や地区説明会を行ったりして広く住民へのPRを行った。八回の協議会を経て合併協定項目も定まった平成十六年八月二十二日には合併の是非を問う住民投票が行われた^{【83】}。ところが、この結果、賛成五五七六票、反対六九八〇（投票率六七・四二％）の反対多数となり、鎌田頼晴町長は「民意を尊重し、結果を真摯に受け止める」として協議会からの離脱を表明した。

一方、船穂町では町の大型二事業（柳井原土地区画整理、産業団地開発）の一部凍結を倉敷側が合併条件としたため、土井博義町長がこれに反発。真備町と同日に予定されていた住民投票を中止した上で協議会へ休止の申し入れを

し、八月二十六日辞職した⁽⁸⁴⁾。

暗礁に乗り上げたかに見えた一市二町の合併は、その後の船穂・真備町長の出直し選挙で振りだしに戻る。十月三日に船穂町長選、同二十四日に真備町長選挙が行われた結果、両町ともに前町長の再選となった。

この結果、倉敷市と二町の協議は再開されたが、船穂の二事業の調整に時間がかかることから合併特例法の期限内に知事申請をすることが困難となり、倉敷・真備、倉敷・船穂の一市一町の新たな枠組みで進められることとなった⁽⁸⁵⁾。

このような紆余曲折を経て、平成十七年三月二十八



写真23 真備町閉庁式
鎌田町長らによって降ろされる町旗

日、県庁に
おいて倉敷
市・船穂町、
倉敷市・真
備町の合併
申請が行わ
れ、八月一
日の合併の
日を迎える

ことになったのである。

閉町にあたり船穂・真備町では記念誌が発行され
【86・87】、広報も「閉町（庁）号」【88】が出されている。
真備町では合併を前にした七月二十九日、閉庁式が行わ
れた。鎌田町長らによって真備町旗が降ろされ（写真23）、
「ここに岡山県吉備郡真備町庁舎を閉じる」の署名と共に木箱に収納された【90】。

これに先立つ二十日には真備町閉町式がマービーふれ
あいセンターで行われ、式典の最後には町内全小学六年
生が真備町イメージソング「竹の道」を合唱。「吉備真
備の昔から世界へひと筋、竹の道」の歌声が会場内に響
き渡った【88】。

展示会まとめ

今回の展示会は延入場者数が二〇九人と昨年度、一昨年度に比べ減少している。このたびは展示資料のほぼ全てが近代の行政文書であったため、近世文書に関心を寄せておられる方たちにとっては関心が薄い内容であったかもしれない。また、これまでの様な「歴史上の著名な人物の書状」や「倉敷代官所襲撃」といった派手な内容



写真24 熱心に展示解説を聞く来場者

の資料の展示ではなく、「市町村合併」という地味なテーマであったことも理由にあげられよう。しかし、アンケート結果によれば回収率は五五%と過去最も多く、また満足度も非常に高い。

反省点としては、倉敷市の合併の流れを大筋で紹介することを主眼としたため、一つ一つの資料（個々の合併の説明）についての踏み込んだ説明ができなかったことがあげられる。帳面の表紙のみの展示資料もあったため、

来場者から「帳面の中が見たかった」という声や、また帳面を開いた状態で展示している資料についても「前後の頁が見たかった。写真に写して展示してはどうか」というご意見もあった。これは帳面の展示の難しいところであるが、内容の説明が不十分であった点は本稿で補足したつもりである。

サブタイトル「語って下さい、あの頃のこと」には「来場者に写真や資料を見ながら、ふるさとの懐かしい思い出を語り合っていたきたい」という意味が込められている。展示資料を通して故郷の歴史を知り、愛着を新たにしていただければ、という当初の目的は果たせたと思っている。通常のアンケート用紙に回答の上、さらに長文の記入は来場者には負担であったかもしれないが、数は少なくとも数々の貴重なご意見を頂くことができた。

また、写真パネルについては点数の多さから個々のキャプションをつける事ができず、説明不足であったことは否めない。簡単な説明キャプションをつけることで来場者の関心をより高めることができたはずであり、今後の課題としたい。

むすびにかえて

今回、五回目にして初めて近代行政文書を展示資料として扱い、資料選択にあたっては膨大な数の公文書に目を通した。明治時代から綿々と綴られた分厚い簿冊の中には、知られざる倉敷市の歴史が眠っている。埃と手垢

にまみれた帳面の、吏員の一文一文字はそのまま倉敷の歩んできた歴史である。それは今日の倉敷を築きあげた先人たちのたゆまぬ努力の軌跡でもあると気づく時、改めてアーカイブズの重みを感じる。

註

- (1) 『岡山市町村合併誌 市町村編』岡山市町村合併誌 総編（岡山県 一九六〇）。
- (2) 昭和二十四年（一九四九）度には市町村平均人口が全国平均七六一五人に対し、岡山県は四四八五人。平均面積は全国二七km²に対して岡山県一九km²であった（〔1〕「町村は合併して大きく致しましょう」（児島郡福田町・浅口郡連島町合併参考綴）旧倉敷市事務引継合併序達23・1・6）。
- (3) アメリカのコロンビア大学教授・シャープを団長とする七人の税制使節団が第二次大戦後の日本の税制について根本的改正方針を勧告したもの。一九四九年の第一次勧告は負担の公平と資本価値の保全を目的とした（『日本史広辞典』山川出版社 一九九七）。
- (4) 『新修倉敷市史』7 現代（倉敷市 二〇〇五）三四三～三四五頁。
- (5) 同（4）三四八～三五二頁。
- (6) 『倉敷村会議事録』（明治廿四年度倉敷村会議事録）旧倉敷町（市）議事録25・1・6）。
- (7) 『山陽新報』一九二六年七月十七日付夕刊。
- (8) 同（4）五三九～五四〇頁。
- (9) 「木村助役宛関藤碩衛書状」（『市制施行二関スル処分録』旧倉敷市事務引継合併序達23・3・3）。
- (10) 『中洲町誌』（同誌編纂委員会 一九五五）一頁。
- (11) 倉敷絹織（現クラレ）に勤務した後一九四七年から倉敷市議となった議長を務め一九四九年に倉敷市長に就任した高橋勇雄市長は、四つの公約として「市の執行機関を強固にする」「教育施設の速やかな拡充」「戦争犠牲者・生活困窮者のための授産場拡充」「倉敷市と近隣町村の合併促進」をあげた（『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社 一九九四）五八六頁・（『山陽新聞』一九四九年二月二十二日付）。
- (12) 「定例会会議録」（昭和二十四年倉敷市議会会議録）市議会事務局から移管文書115・1・5）。
- (13) 『山陽新聞』一九四九年十月二十三日付。
- (14) 一九四七年藤戸町・粒江村で学校組合を作り翌年天城小学校に二教室、粒江小学校に二教室を間借りして新制中学が設置されていた。新校舎新築にあたり藤戸側は天城に、粒江側は粒江村鞭木地区にと校地問題で難航したが粒江村の倉敷市編入により、粒江村の生徒は一九五〇年十月に新設された新田中学に通うこととなった。新田中学は一九六二年に帯江・天城中学校と統合し多津美中学校（倉敷市有城）となった（『倉敷市学校教育百年史』倉敷市教育委員会 一九七五）一五七～一五八頁。
- (15) 『山陽新聞』一九五一年五月二十六日付。
- (16) 一九四三年九月に三菱重工業株式会社水島航空機製作所として独立（『連島町史』連島町誌編纂会 一九五六）四六二頁。
- (17) 『福田町誌』（福田町誌編纂委員会 一九五八）一一九頁。
- (18) 国策パルプ工業(株)。一九三八年設立。一九七二年山陽パルプ(株)と合併して山陽国策パルプ(株)（『国策パルプ20年誌』（国立国

会図書館典拠データ検索・提供サービス)。現日本製紙(株)前身の一つ(日本製紙グループ沿革www.nippondpapergroup.com)。

(19) 「山陽新聞」一九五二年二月一日付。

(20) 「高橋市長あて南喜一書状」(児島郡福田町・浅口郡連島町合併参考綴「倉敷市事務引継合併序達23・1・6」)。

(21) 「山陽新聞」一九五二年二月二十一日付・二十八日付夕刊。

(22) 地元漁業民らが山口県岩国市の山陽パルプ工場付近漁場へ視察に出かけたところ、パルプ原料の石炭・硫黄などの廃液により貝類や海苔の養殖、魚類の漁獲に多大な影響が出ると予測され、また専門家は薬品よりもむしろ多量のクズ繊維の海流放出により被害が増大するものと観測した。現地視察の結果関係漁区的全減状態が確認されたため反対運動が次第に活発となり二月一日の乙島漁業組合の臨時総会では満場一致で絶対反対を可決した(「山陽新聞」一九五二年二月三日付夕刊)。

(23) 「山陽新聞」一九五一年五月二十五日付。

(24) 「第二回児島郡福田町議会会議録」(昭和二十六年会議録「旧福田町文書26・11・1」)。

(25) 「山陽新聞」一九五三年二月二十七日付。

(26) 「山陽新聞」一九五一年同二月四日付。

(27) 「山陽新聞」一九五四年五月十六日・二十日付。

(28) 「藤戸町誌」(藤戸町史蹟保存会 一九七八復刻) 一六三・一六四頁。

(29) 「全員委員会要録」(「隣接町村合併に関する書類綴」市議会事務局から移管文書115・112・9)。

(30) 「新生児島市を解剖(中)」(「山陽新聞」一九五六年四月二日付)。

(31) 「朝日新聞」一九五二年三月七日付。

(32) 「山陽新聞」一九五二年三月六日付。

(33) 「一月十五日臨時町議会会議録」(「児島市琴浦町合併関係書類」市議会事務局から移管文書115・112・6)。

(34) 「(前略) 後還りまし、時に吉備の児島を生給ふ、亦の名は建日方別といふ(後略)」として児島の名が見える(川上広樹註「譚読古事記全」経済雑誌社 一八九三)。

(35) 児島の塩田王・野崎武左衛門の孫・武吉郎が一八九六年に建てた野崎家の別邸。迎賓館的な施設であった。国登録有形文化財(国指定文化財等データベース:Kunishitei.bunka.go.jp)。

(36) 同(30)。

(37) 「郷内だより33号」。

(38) 「昭和三十三年十月児島市議会会議録」(「児島市・郷内村・灘崎町合併関係書類」郷内役場文書37・29・7)。

(39) 「児島新聞」一九五六年十二月十二日付(「合併関係書類」郷内村役場文書37・29・9)。

(40) 「山陽新聞」一九五二年三月十一日付夕刊。

(41) 小前後・前後・的場下・五反田・吉則・的場・畑北谷・鳴谷・塚山・北谷・二万越・三百山・畑・一丁田・池田・前後之上・滝岩之上・弥高の一部。

(42) 地方自治法第百十三条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第百七条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度召集してもなお半数に達しないとき、又は召集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなったときは、この限りでない。

(43) 「昭和二十六年二月十一・十八・二十四日豊洲村議会会議録」

- (44) 「会議録豊洲村議会」旧豊洲村議事録2・3・4。
 (45) 「山陽新聞」一九五二年三月六日・七日付。
 (46) 「昭和二十七年三月十三日豊洲村議会議録」(同43)。
 (47) 「覚書」(合併関係書)旧玉島町(市)議事録19・13・4。
 (48) 「山陽新聞」一九五三年四月六日付。
 (49) 「山陽新聞」一九五四年九月八日付。
 (50) 当日は議会直前まで丸本・高瀬両県議が調停に努めたが当局は聞き入れず、結論を得ないまま本会議が開かれた。倉敷合併の賛否の採決を無記名で投票することが決まると場外の反対派町民が傍聴席に乗り込み、さらに投票後賛否を分けようとした途端不当をなじって町民が議場になだれこみ、萩原町長や佐野議長・議員らに詰め寄り大混乱となった。このため町長・議長らは議会事務局へ避難した(「山陽新聞」一九五四年九月四日付夕刊)。
 (51) 「山陽新聞」一九五四年九月二十一日付夕刊。
 (52) 「山陽新聞」一九五五年三月二十日付。
 (53) 「船穂町誌」(船穂町 一九六八) 一二七〜一二九頁。この叙述部分は岡山大学教育学部社会科学研究室が町内を調査した結果を掲げたものである。
 (54) 「山手村史 本編」(山手村 二〇〇四) 七三三頁。
 (55) 「第一回都窪郡清音村議会議録」(隣接町村合併に関する書類綴)市議会事務局から移管文書115・113・1。
 (56) 同(53) 七三四頁。
 (57) 同(4) 三五二〜三五三頁。
 (58) 「倉敷市議会議録第一回臨時会」(市議会事務局から移管文書115・10・3)。
 (59) 「山陽新聞」一九六三年三月一日付。
 (60) 「倉敷市議会議録第一回定例会」(市議会事務局から移管文書115・10・4)。
 (61) 「山陽新聞」一九六三年三月十三日付。
 (62) 同(4) 三五五〜三五六頁。
 (63) 「山陽新聞」一九六五年十一月十六日付。
 (64) 「山陽新聞」一九五二年二月二十六日付。モデル・スクールは現在の倉敷市立老松小学校。文部省が岡山県に一枚建設予定していた鉄筋建築の中学校(モデル・スクール)として競馬場跡地に建設された。中学校建築補助金を受け名目上は中学校だが一九五三年四月倉敷西小学校老松分校としてスタートし、後に中学校から小学校に切り替えが認められ老松小学校となった。校舎は当時中・四国一の規模と言われ、市内初の鉄筋校舎、水洗便所、下駄箱を設けない土足方式など教育界で耳目を集めた。市民は誇りをもって「モデル・スクール」と呼び老松小学校と呼ぶよりも定着していたという(『老松小学校生い立ちの記』老松小学校創立二十五周年記念事業実行委員会 一九七八)。
 (65) 「山陽新聞」一九五三年二月二十六日付。
 (66) 同(4) 一五三〜一五五頁。
 (67) 同(4) 二六〇〜二六一頁。
 (68) 「昭和四十一年度第二回玉島市議会定例会議録」(玉島市議会議録)市議会事務局から移管文書115・110・2)。
 (69) 「昭和四十一年十二月定例児島市議会議録」(第七回児島市議会議録)市議会事務局から移管文書115・95・6)。
 (70) 合併を円滑ならしめる事を目的に関係法律の特例として国が定めた「市の合併の特例に関する法律」(第百十八号 一九六二年五月十日施行)に基づき行われた経過措置が「タツ

チゾン方式」と呼ばれる。これは合併にあたり期日を限って旧市町村の機能と権限を残すもので、児島においては五か年内、原則、一般会計・特別会計を含め旧児島市の収入財源をもつてその支出をまかなう別途会計方式が取られた。

(70) 「復命書」(『三市合併関係綴』市議会事務局から移管文書115・113・4)。

(71) 「倉敷市・児島市・玉島市合併協議会委員会規程」(倉敷・児島・玉島市三市合併関係書) 36・15・5)。

(72) 「市の廃置分合について(申請)」(同前)。

(73) 「山陽新聞」一九六七年二月二日付。

(74) 同(4) 四五一〜四五二頁。

(75) 『庄村誌』(倉敷市 一九七一) 二三〜二四頁。

(76) 「昭和四十五年度庄村議会第三回定例会」(『庄村議会議録』旧庄支所保管文書41・7・3)。

(77) 大森久雄氏寄贈新聞記事一九七二年三月十一日付。

(78) 『改定茶屋町史』(茶屋町史刊行委員会 一九八九) 九八頁。

(79) 「広報茶屋町第七号」

(80) 「山陽新聞」一九七一年十二月二十六日付。

(81) 「二月三日臨時議会」(『昭和四十七年議会議録』茶屋町支所旧蔵文書27・4・4)。

(82) 同(53) 七四〇〜七四三頁。

(83) 「広報まび」五八九号(真備支所より移管刊行物72・4・3)。

(84) 「山陽新聞」二〇〇四年十月四日付。

(85) 「広報まび」五九五号(同83)。

※文書群名は「倉敷市所蔵」を省略している。

〔付記〕

本展示会には寄託資料・借用資料が含まれている。展示会開催にあたり出展をご快諾下さった所蔵者各位に御礼を申し上げます。

(文責は大島千鶴〈倉敷市総務課歴史資料整備室〉)

展示資料目録

平成29年度資料展示会 合併資料と写真でたどる倉敷のあゆみ ～語って下さい、あの頃のこと～
平成29年6月2日(金)～6月5日(月)

1 国・県の市町村合併推進

No.	資料名	年月日	文書群名	文書番号
1	「町村は合併して大きく致しましょう 岡山県報道資料第7号」	昭和25年3月	旧倉敷市事務引継合併庁達	23-1-6
2	「町村合併の手続 岡山県総務部地方課」	昭和26年11月	旧倉敷市事務引継合併庁達	23-1-5
3	町村合併促進法 昭和二十八年九月一日公布の解説	年月日未詳	市議会事務局移管文書	115-112-2
4	「町村合併の必要とその効果」岡山県	年月日未詳	市議会事務局移管文書	115-112-1
5	町村合併史編さん資料について(岡山県通牒)	昭和31年4月23日	旧玉島町(市)議事録(総務課から移管)	19-13-4
6	「(岡山県町村合併史編さん資料)合併市町村の概要 玉島市」	昭和31年		19-13-4
7	「岡山県市町村合併誌 市町村編」	昭和35年3月	倉敷市所蔵	
8	「岡山県南広域都市の建設について(合併の必要とその進め方)」	昭和37年5月	旧玉島町(市)議事録(総務課から移管)	19-16-7
9	岡山県南広域都市合併基本構想 試案	(昭和37年5月)		

2 倉敷市の誕生と近隣町村合併

No.	資料名	年月日	文書群名	文書番号
10	「倉敷・万寿・大高三ヶ町村合併協定案」	大正15年12月		23-1-1
11	「市制ヲ希望スル理由(市制施行ニ関シ提出書類)」	(昭和3年)	旧倉敷市事務引継合併庁達	23-3-3
12	倉敷町告示 第八号・内務省告示 第七十五号	昭和3年3月28・29日		23-3-3
13	「倉敷市議会報附録 隣接町村合併に関する趣意要領」	昭和24年12月		23-1-7
14	議決書 (中洲町ノ区域ヲ倉敷市ニ編入スルノ件)	昭和18年10月18日	旧中洲村議事録(総務課から移管)	15-3-12
15	粒江村(臨時)会会議録	昭和25年6月26日		
16	「倉敷市・粒江村合併申請書 附倉敷市・粒江村合併区域図」	(昭和25年)		
17	「昭和25年 粒江村合併記念 倉敷市」	昭和25年9月	旧倉敷市事務引継合併庁達	23-1-7
18	合併記念式写真(粒江村)	昭和25年9月1日		
19	「村長から村民宛粒江村名残の会の案内状」	昭和25年8月25日		
20	隣接町村合併について	昭和25年7月13日	市議会事務局移管文書	115-112-10
21	「菅生村・中庄村・帯江村合併記念」	昭和26年3月28日		
22	倉敷市・都建郡豊洲村合併申請書	昭和27年3月27日	旧倉敷市事務引継合併庁達	23-1-8
23	倉敷市・西阿知町合併申請書	昭和27年11月28日		115-112-10
24	倉敷市・福田町・連島町合併申請書	昭和28年3月22日	市議会事務局移管文書	115-112-10
25	合併申請書 倉敷市 児島郡藤戸町	昭和29年11月15日		115-113-1
26	倉敷市拡張略図 昭和28年3月現在 社会課弘報係	昭和28年6月現在	旧倉敷市事務引継合併庁達	23-1-5

3 児島市と近隣町村合併

No.	資料名	年月日	文書群名	文書番号
27	味野町・児島町・下津井町・本荘村児島市制準備書	昭和23年2月		115-112-1
28	児島市との合併について 琴浦町議会	昭和27年	市議会事務局移管文書	115-112-2
29	児島市制合併申請書	昭和31年2月20日		115-112-6
30	陳情書 (新市町村建設促進審議会会長宛児島市長・郷内村長らの陳情)	昭和32年5月25日		
31	勸告書(三木岡山県知事から郷内村宛合併勧告)	昭和32年2月23日		
32	「郷内村長宛県下未合併町村連絡協議会書状」	昭和32年3月13日		37-29-9
33	「西粟倉村長宛郷内村長書状」	昭和32年3月16日	郷内村役場文書	
34	児島市・郷内村合併についての協定書	昭和33年10月27日		
35	灘崎町・郷内村合併協定書	昭和33年10月26日		37-29-7
36	「郷内だより」号外	昭和33年10月21日		37-29-6
37	児島郡郷内村の一部を児島郡灘崎町に編入申請書	昭和33年11月15日		37-29-6
38	参考展示 [琴浦町議会議決書 玉野市白尾地区の一部を琴浦に編入]	昭和29年8月31日	市議会事務局移管文書	115-48-2

4 玉島市と近隣町村合併

No.	資料名	年月日	文書群名	文書番号
39	「玉島市施行に関する参考書 玉島町」	(昭和27)		
40	玉島市議会臨時会議録(長尾町との合併を議決)	昭和28年1月19日	旧玉島町(市)議事録(総務課から移管)	19-13-4
41	玉島市・富田村・黒崎町合併申請書	昭和28年3月2日		
42	村を廃し、その区域を市及び町に編入することについて(玉島市長宛三木岡山県知事)	昭和31年3月19日	市議会事務局移管文書	115-113-1
43	玉島市・真備町分割線略図	昭和31年		
44	真備町・穂井田村・玉島市略図	昭和31年	旧玉島町(市)議事録(総務課から移管)	19-13-4
45	「玉島市 昭和31年度町村合併市町村補助金交付関係書類」	昭和31年6月		

5 合併の諸様相 ～ゆるる議会・反対派の運動・合併見送り～

No.	資料名	年月日	文書群名	文書番号
46	豊洲村と倉敷市の合併について(チラシ)	昭和26年2月27日	旧倉敷市事務引継合併庁達	23-1-6
47	豊洲村臨時議会会議録(村議員総辞職)	昭和26年3月1日	旧豊洲村議事録	2-3-4
48	「南浦部落の皆さん!!」(寄島合併推進派のアジビラ)	昭和28年3月28日		
49	訴状(玉島市南浦地区の住民から岡山地方裁判所宛)	昭和29年3月11日	旧玉島町(市)議事録(総務課から移管)	19-13-4
50	「玉島市と黒崎町との合併経緯について」	昭和28年12月28日		
51	答弁書(南浦地区住民らの訴状に対する玉島市の答弁)	昭和29年5月5日		
52	船穂町議会臨時議会会議録(町民200余名が議場に乱入。会議中断)	昭和29年9月4日		
53	合併申込みについて(山手村から倉敷市宛)	昭和29年3月17日		115-113-1
54	清音村井に山手村の合併に関することからについて(総社市から倉敷市宛)	昭和29年12月13日	市議会事務局移管文書	
55	都窪郡清音村を倉敷市へ合併することについて(議決書抄本)	昭和30年3月6日		
56	清音・山手両村合併調査特別委員会への陳情	昭和45年10月3日		115-113-5
57	合併調査特別委員会委員会報告書(山手・清音村への回答)	昭和45年12月		

6 三市合併 -新倉敷市の誕生-

No.	資料名	年月日	文書群名	文書番号
58	「こじま」No.59(水島臨海工業地帯A地区倉敷市編入反対)	昭和33年12月30日	倉敷市所蔵	
59	倉敷市水島川崎通1丁目地先公有水面埋立免許に関する申請	昭和37年10月1日		115-116-11
60	水島港整備計画図	(昭和37年力)	市議会事務局移管文書	115-116-2
61	議会全員協議会会議録	昭和41年9月22日		115-113-4
62	合併協定書	昭和41年12月22日		36-15-5
63	三市長から岡山県知事宛市の配置分合申請	昭和41年12月23日	児島支所より移管文書	36-15-5
64	第7回玉島市議会定例会議録	昭和41年12月22日	市議会事務局移管文書	115-110-3
65	第7回児島市議会(第4回定例会)会議録抄本	昭和41年12月23日		
66	第7回倉敷市議会(第4回定例会)会議録第4号抜粋	昭和41年12月5日	児島支所より移管文書	36-15-5
67	新市建設計画書	昭和41年12月		
68	第二回倉敷市・児島市・玉島市合併協議会会議録(新市名決定)	昭和41年12月22日	市議会事務局移管文書	115-113-3
69	岡山県公報 告示 号外	昭和42年1月7日	児島支所より移管文書	36-15-5
70	「広報こじま」No.252 2月1日 新倉敷市発足	昭和42年1月27日	倉敷市所蔵	
71	岡山県公報 告示 号外(玉島・児島地名変更届)	昭和42年1月31日	旧玉島町(市)議事録(総務課から移管)	19-13-4
72	三市合併調査資料 No.1～4(三市合併のしおり 三市行政調査資料)	昭和42年11月1日	児島支所から移管資料	74-4-23
73	三市合併だより 第一号～三号	昭和41年12月		
74	広報くらしき 創刊号	昭和42年2月22日	倉敷市所蔵	

7 新倉敷市誕生後の合併

No.	資料名	年月日	文書群名	文書番号
75	「広報 庄」No.45 合併について	昭和45年6月1日	倉敷市所蔵	
76	「広報 庄」No.46 合併方向決議なる	昭和45年7月1日		
77	都窪郡庄村議会会議録	昭和45年11月13日	旧庄支所保管文書	41-209-1
78	「広報茶屋町第20号」合併特集号[その1]	昭和46年9月25日	倉敷市所蔵	
79	都窪郡茶屋町議会会議録	昭和46年12月24日	茶屋町支所保管文書	27-4-3
80	倉敷市・都窪郡茶屋町合併協定書	昭和47年3月	倉敷市茶屋町合併資料・倉敷市黒崎町合併資料	106-4
81	「倉敷地域新市建設計画」	平成16年6月		72-2-17
82	「倉敷地域合併協議会だより」創刊号～第10号	平成15年11月1日～平成16年9月1日		72-4-6
83	「広報まび」vol. 587(あなたが決める真備町の未来! 8月22日住民投票)	平成16年7月25日		72-4-4
84	「広報まび 合併特集号」創刊号～5	平成16年		
85	「広報ふなお 合併記念特集号」	平成17年7月19日	真備支所移管行物	72-2-9-2
86	「水と緑のなつかしい記憶」船穂町有終記念誌	平成17年7月12日		72-2-19-1
87	「竹の道」閉町記念誌	平成17年7月20日		72-2-8
88	「広報まび」閉町(庁)号	平成17年		72-4-4
89	真備町閉庁記念品	平成17年7月	真備支所市民課から移管行物	103-4-9
90	真備町町旗	-		103-4-8

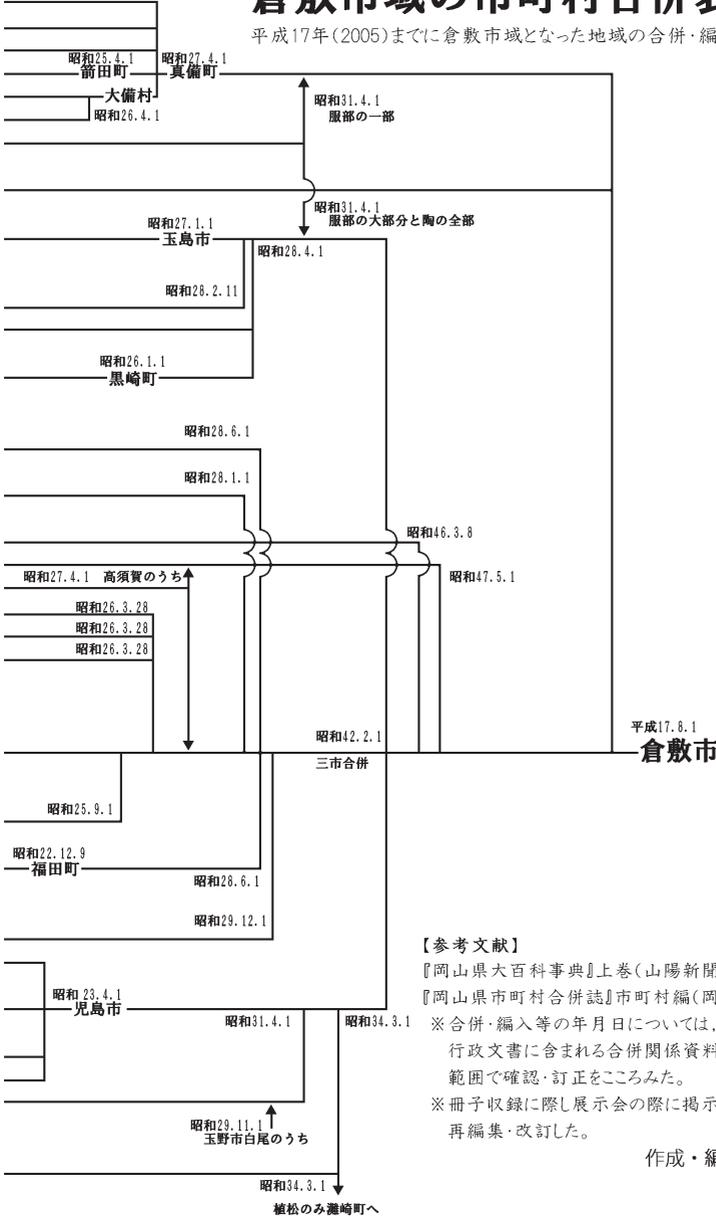
地図

91	倉敷市新地図(表面)	昭和3年4月	倉敷市文化財保護課所蔵	
92	倉敷市新地図(裏面)	昭和3年4月	大橋家文書	II-26-c-1
93	岡山県玉島市観光工商案内(複製)	昭和32年	個人蔵	
94	最新児島市地図	(昭和34年力)	倉敷市所蔵購入資料	VII-2-8

※表中、資料の簿冊名および文書群名欄公文書の「倉敷市所蔵」を省略している

倉敷市域の市町村合併表

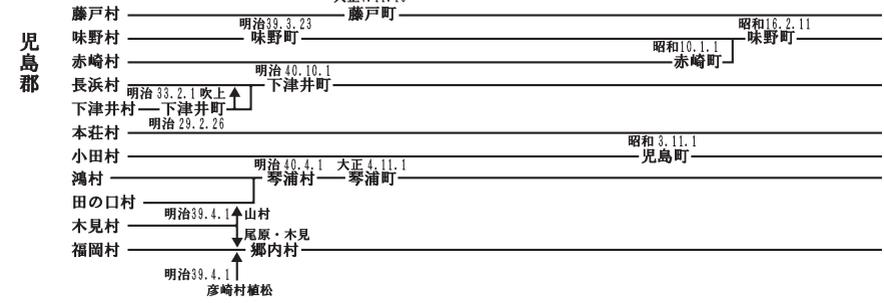
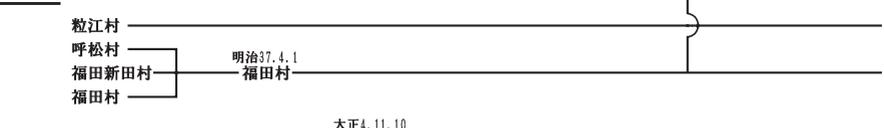
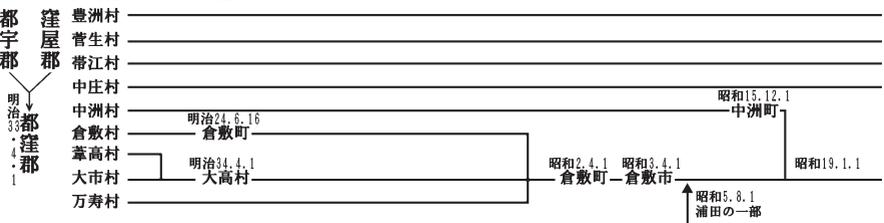
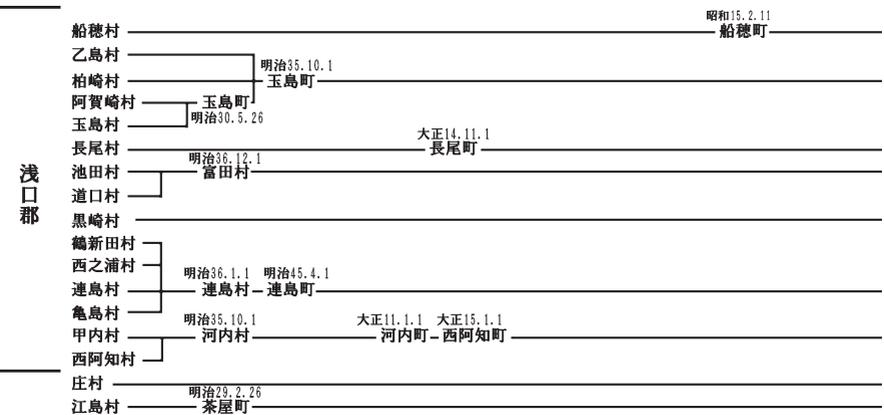
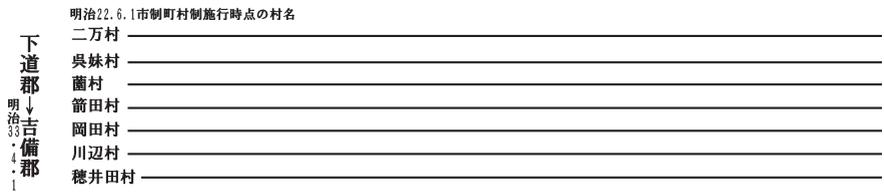
平成17年(2005)までに倉敷市域となった地域の合併・編入の状況をまとめた。



【参考文献】

- 『岡山県大百科事典』上巻(山陽新聞社、1980年)。
- 『岡山県市町村合併誌』市町村編(岡山県、1960年)等
- ※合併・編入等の年月日については、倉敷市所蔵近代行政文書に含まれる合併関係資料によって、可能な範囲で確認・訂正をこころみた。
- ※冊子収録に際し展示会の際に掲示・配布した資料を再編集・改訂した。

作成・編集 畑 和良



「倉敷市」50周年記念事業の記録

昭和42年2月1日に、旧倉敷市・旧児島市・旧玉島市の3市が合併して、平成29年2月1日で50周年を迎えました。

50年前の3市合併は、昭和39年に新産業都市に指定された水島臨海工業地帯を形成する3市がひとつになって、新しい時代に向かって飛躍する幕明けの年でした。

その後、昭和46年に旧庄村、昭和47年に旧茶屋町、そして平成17年には旧船穂町・旧真備町と合併、また、平成14年には中核市となり、3市合併時に約31万人であった市の人口は、現在では約48万4千人となっています。先人の方々のご尽力のもと、一体感の醸成を図るとともに各地域の個性と魅力を生かしたまちづくりによって、倉敷市は中四国の拠点都市として、発展を続けています。

倉敷市では、この記念すべき節目を祝し、先人達への敬意と感謝の気持ちを表すとともに、郷土への愛着と誇りを高め、次の100周年に向けて、明るい未来への思いを込めた記念事業を計画しました。市役所各部局での検討はもとより、部局の枠を超え有志の職員等で組織した庁内検討会での検討、さらには、「子どもたちや若者が地域と関わる」「健康長寿社会を目指す」「世代間の交流を活発にする」「文化・産業・観光・自然・スポーツなどを通じて地域の魅力を高める」「国際的な視野を広げる」「郷土へ貢献する」の6分野をテーマとして、市民の皆様から事業提案をいただき、市長、市議会の代表、市民団体の代表などで構成する「倉敷市」50周年記念事業推進検討委員会において、事業を決定。次表のとおり実施しました。

「倉敷市」50周年記念事業一覧

●特別記念事業（50周年を記念して特別に実施した事業）

平成28年度

事業名	日程／場所等	概要
「倉敷市」50周年記念オリジナルフレーム切手	平成29年2月1日～／1,000部発売 平成29年4月3日～／2,000部増販	日本郵便株式会社の協力のもと、オリジナルフレーム切手を製作・販売。
「倉敷市50周年記念市勢要覧」制作	—	「倉敷市」50周年という記念すべき節目を祝した「市勢要覧」を作成。
「倉敷市50周年記念映像DVD」制作	—	「倉敷市」50周年という記念すべき節目を祝した「50周年記念映像」を作成。

平成29年度

事業名	日程／場所等	概要
「倉敷市」50周年記念式典	平成29年4月23日／倉敷市民会館	「倉敷市」50周年記念式典を開催。
アニメ映画タイアップ観光プロモーション事業	平成29年4月1日～平成30年2月28日	下津井を舞台とする平成29年3月公開のアニメ映画「ひるね姫」とタイアップさせた観光プロモーションを行った。
倉敷未来プロジェクト事業	平成29年4月～平成30年3月	商工会議所や大学等と協力して、若者が郷土への愛着を高めるための取組を実施。
地域におけるグローバルなひとつづくり講座	平成29年4月5日～平成30年2月25日／倉敷公民館ほか	「グローバルなひとつづくり」の推進として、英会話や国際理解を深めるための講座（43講座）を公民館（26館）で実施。
地域を紡ぐ「倉敷コットンプロジェクト」事業	平成29年5月1日～	小学校等で栽培した綿花から糸を紡ぎ、1本のジーンズを作る過程を通じて本市の繊維産業とまちの歴史を学べる様々な取組を実施。
将棋名人戦倉敷対局開催	平成29年5月26日・27日／（対局）料理旅館鶴形、（大盤解説）倉敷公民館	将棋界で最も歴史と格式のある「名人戦」を、23年ぶりに倉敷で開催した。
原動機付自転車オリジナルナンバープレート導入事業	平成28年12月15日～平成29年7月31日	50cc以下の白色プレートを対象とし、市民の皆様からデザインを募集し、5,000枚限定で7月31日より交付を開始した。
全国将棋サミット2017開催事業	平成29年8月5日／倉敷市芸文館	自治体の代表者と、トップ棋士らが倉敷に集い開催。記念講演等のほか、佐藤天彦名人と菅井竜也七段（現・王位）による早指し対局も行った。
親子で体験！農水産品収穫体験事業	平成29年7月～9月	農業や漁業の収穫体験・生産者との交流を行った。（全6回）
公用車デザインコンクールの作品募集	平成29年9月1日～9月15日	「倉敷の未来」をイメージして描いた公用車のデザイン画を募集。倉敷市長賞に選ばれたデザインを公用車に施し、公用車両として活用。
「出張！なんでも鑑定団in倉敷」開催事業	平成29年9月23日／倉敷市芸文館	テレビ番組「開運！なんでも鑑定団」のコーナーを倉敷市芸文館で公開収録した。
コーラス「ふるさと」を歌う事業	平成29年11月19日／倉敷市民会館	倉敷・児島・玉島の「ふるさと」を題材とした作品を中心に、女声・男声・混声を問わず、市内の合唱団による合唱等を行った。
「倉敷市」50周年記念コンクール作品展	平成29年12月13日～17日／倉敷市立美術館	50周年を記念して実施した各コンクールの入賞作品等の展覧会を開催。また、受賞者を招待して市立美術館屋上コンサートを開催。
国際宇宙ステーション交信事業	（講演会）平成29年7月12日／帯江小学校（実験講座）平成29年10月13日／帯江小学校 ※交信日は未定（NASAの回答待ち）	アマチュア無線の特別局を開設し、子どもたちが国際宇宙ステーションと交信するイベントを開催。

「倉敷市」50周年記念事業一覧

●記念事業（市が取り組む事業の中で、50周年記念として実施したもの）

平成28年度

事業名	日程/場所等
倉敷市歴史文化まちづくりシンポジウム2017	平成29年2月4日/倉敷市立美術館
自然の家大感謝祭	平成29年2月5日/少年自然の家
産業観光ツアー	平成29年2月15日～（計8コース）
倉敷春宵あかり	平成29年2月25日、3月4日、11日、18日、19日/倉敷美観地区
倉敷雛めぐり	平成29年2月25日～3月12日
市民ふれあいコンサート（消防音楽隊）	平成29年3月5日/倉敷市芸文館
第30回記念瀬戸内倉敷ツーデーマーチ	平成29年3月11日～12日
第31回倉敷音楽祭	平成29年3月12日～20日/倉敷市芸文館ほか

平成29年度

事業名	日程/場所等
せんのいまち児島フェスティバル	平成29年4月29日・30日/児島駅前周辺エリアほか
2017ハートランド倉敷	平成29年5月2日～7日/倉敷美観地区ほか
資料展示会「合併資料と写真でたどる倉敷のあゆみ」	平成29年6月2日～5日/真備保健福祉会館
第1回「郷土の魅力発見」図書館を使った調べる学習コンクール事業	平成29年6月～11月/倉敷市立図書館ほか
自然史博物館特別展「チョウきれい！チョーたのしい！昆虫展」	平成29年7月1日～9月10日/倉敷市立自然史博物館
市立美術館特別展「二人のHIROSHI展」	平成29年7月15日～9月18日/倉敷市立美術館
一斉清掃事業	平成29年9月3日/市内全域
私の健康長寿への取り組み事業	平成29年9月12日～9月16日
倉敷国際トライアスロン大会	(台風18号の影響により中止)
市立美術館特別展「山本二三展」	平成29年9月23日～11月26日/倉敷市立美術館
サンセットフェスタinこじま	平成29年9月23日・24日/鷺羽山第二展望台
下津井節全国大会	平成29年9月23日・24日/児島文化センター
第12回倉敷市民スポーツフェスティバル	・市民参加イベント「総合型イベント・スボレク倉敷2017」 平成29年10月9日/水島緑地福田公園 ・その他、スポーツ教室、競技会、体育祭等 平成29年10月～順次開催
至極の逸品くらしきフェア	平成29年10月1日/倉敷みらい公園ほか
倉敷市民憲章推進研修会	平成29年10月11日/ライフパーク倉敷
第22回倉敷ファッションフロンティア2017	平成29年10月13日/児島市民交流センター
いきいきふれあいフェスティバル	(天候不良により中止)
郷土くらしきを大切にする心育プロジェクト	平成29年6月～平成30年2月
くらしき男女共同参画フォーラム	平成29年10月28日/倉敷市芸文館
第3回児島駅前笑顔バル～地域文化・食・産業の交流イベント～	平成29年10月28日/JR児島駅前広場ほか
秋の考古学講座「いにしへの技を学ぶ」	平成29年10月29日、11月5日、11月19日/ライフパーク倉敷
せんのいまち瀬戸大橋まつり	平成29年10月21日・22日/児島ボートレース場
マンホールサミット2017in倉敷	平成29年11月18日/倉敷公民館、阿知まち広場ほか
倉敷市農業祭	平成29年11月26日/水島緑地福田公園体育館ほか
「倉敷市」50周年記念競走 児島ファイナル2017	平成29年12月24日～29日/児島モーターボート競走場
舞台鑑賞会「決断 命のビザ～SEMP0杉原千畝物語～」	平成30年1月20日/倉敷公民館
こどもまつり	平成30年2月11日/ライフパーク倉敷
国指定重要文化財 熊野神社本殿 保存修理工事現場見学会	平成30年3月3日

●この他、「倉敷市」50周年応援事業として、個人や団体の方々が行う様々な事業において、50周年を祝していただいた。

倉敷市所蔵備中国都宇郡下庄村難波家文書

山本太郎

はじめに

倉敷市に寄贈された難波家文書について述べる前に、まず同家が所在した備中国都宇郡下庄村について概観する。下庄村は、もとは東庄村に含まれていたが、元禄期から独立した^①。正徳四年(一七一四)の「備中一国重宝記」^②では笠岡代官支配幕府領の一四八二石余と浜松藩(松平)領の五〇四石余に分かれている。寛保〜宝暦期の「都宇郡下庄村絵図」^③によると、倉敷代官支配幕府領であり、村の地形は平たんで、南部から西部にかけて、かなり広範囲にわたって「水」と表示された低湿地(沢所)が広がり、南端の六間川に接している。寛政五年(一七九三)九月の「村絵図」によると、下庄村は一〇四〇・七石余で、

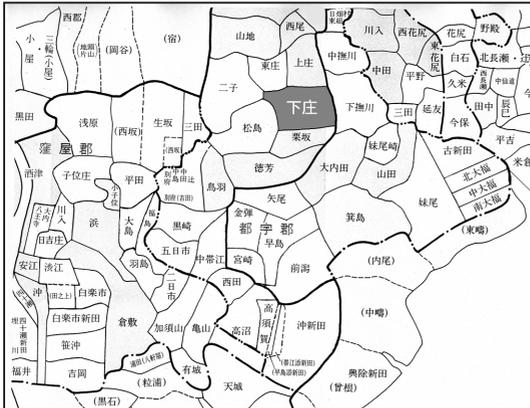


図1 備中国都宇郡下庄村および周辺の位置関係
『新修倉敷市史 第九巻』付録①「倉敷市域とその周辺の領有分布図」をもとに作成。幕末期の状況。

家数一一六軒、人数四六六人である。⁽⁴⁾『下庄風土記』によると、下庄は北組と南組に分かれていたが、その後才ノ木・平松・影村・福田の四つの集落に分かれた。天保九年（一八三八）には、下庄村は幕府領で、北組と南組に分かれている。北組は一〇四〇・七石で忠治組（平松庄屋）三六七・一石と猶平治組（福田庄屋）六七三・六石に分かれており、南組は九四六・五七石で十郎左衛門組（幸田庄屋）であった。下庄村は平松庄屋が約二〇〇〇石であったが、幸田庄屋へ約九五〇石分家し、さらに福田庄屋へ約六七〇石譲渡したため四〇〇石足らずになった。難波家当主は寛政年間以降福田庄屋を勤めた。⁽⁶⁾陸太郎が当主のときの慶応四年（一八六八）の下庄村陸太郎組の家数は六一軒、人数二二三人である。⁽⁷⁾

慶応四年五月十七日倉敷県に属し、明治四年（一八七二）十一月十五日に深津県、同五年六月七日に小田県、同八年十二月十日に岡山県に属した。明治九年に下庄村北組と南組は合併して下庄村になった。明治二十二年町村制施行により都宇郡庄村が成立し、下庄村は庄村の大字となった。昭和四十六年に庄村が倉敷市に合併されると、倉敷市の大字となった。⁽⁸⁾



写真1 難波家文書の調査
(平成2年12月3日)

平成二年（一九九〇）六月、難波三郎氏から室山貴義氏（倉敷市助役）へ、史料の調査・保管の申し入れがあり、助役から総務部市史編さん室へ、調査・保管の依頼があった。それは「児島湾開墾事件 重要書類」と墨書された木箱一箱に収納された、児島湾開墾に反対する四郡非開墾会の日誌・出納明細簿・報告原簿などの史料であった。⁽⁹⁾市史編さん室ではマイクロフィルム撮影・目録作成を行い、同年十二月三日に難波家を訪れ、難波三郎氏から寄附申込書をいただいた。その際、その他の史料を倉にて拝見した。その後、平成六年七月二十日に、市史編さん室職員が再度難波家の倉で所蔵史料を拝見して後日の訪問と借用を約し、平成七年三月一日、史料を一括借用（箱・引き出し合計二八）

一 難波家文書の倉敷市への寄贈の経緯と整理

した。平成七年八月二十四日、二十七日、倉敷市史研究会近世部会が史料集中調査という形で、岡山大学文学部・教育学部の学生の協力を得て、難波家文書のカード作成を行った。一部残った分は市史編さん室が引き続きカード作成を行った。その後、市史編さん室では難波三郎家文書の目録作成、マイクロフィルム撮影を行い、平成八年十二月十日に「難波三郎家文書仮目録」を発行した。点数は約四三〇〇点である。平成八年十二月十九日に仮目録を難波三郎氏に持参したとき、三郎氏が市への寄贈の意向を示され、平成九年一月二十二日に寄附申込書をいただいた。そのとき区画漁業免許の件に関する史料一点（明治三十六年）を新たに追加して寄贈された。難波家文書のマイクロフィルムは電子化しており、現在歴史資料整備室で閲覧することができる。また文書番号・史料名・年代だけの簡略な文書目録を歴史資料整備室のホームページで公開している。平成二十六年六月十八日、難波修平氏（三郎氏の御子息）から新たに一箱の文書を寄贈された。

二 難波家について

【難波家の概要】

図2に難波家の系図を示した。（系図 下庄難波^①）によると、難波弥平太は永享（一四二九～一四四二）の頃、丹波国池田村近江という所を代々知行していたが、嘉吉元年（一四四二）、赤松満祐が將軍足利義教を殺害した嘉吉の変で討死した。弥平太の妻子は備中国野山というところへ落ち行き、所縁の浪人者を頼った。

弥平太の息子の亀之助が十二歳になったとき、長門国高峯へ引越した。亀之助は長祿元年（一四五七）、二十歳で大内家に出仕して家名を立て、難波丹朴信房と号した。信房の二男である二世難波大藏信家は大内氏に仕えていたが、正月出仕のとき手違いがあり、天文元年（一五三二）長門国高峯を退き備中国東庄村へ移住し浪人として住居した。

大藏の一子である三世久左衛門信村は一生浪人で暮らした。久左衛門の一子である四世孫左衛門信氏は武道の達人であった。六世六郎左衛門為村のときは身代不如意で、平松庄屋の娘を娶り、平松姓を名乗った。六郎左衛門の一子である七世清左衛門為茂は戸川支配下で庄屋を勤めた。八世孫左衛門良郷は撫川難波家の出身で、清左



図2 難波家系図

注:倉敷市所蔵難波家文書17-1-1, 17-1-3, 17-1-4, 23-2, 25-3, 25-7, 『都窪郡治誌』『倉敷市学校教育百年史』などより作成。=は養子関係。

衛門の養子となり、この代から本姓難波に復した。戸川支配下で庄屋を勤めた。九世善左衛門は風雅を好み俳諧に巧みであった。

十世藤五郎家隆は岡崎九郎右衛門三男で、家隆が当主のとき身代隆盛であった。延享二年（一七四五）死去したが、死後村方と公事（訴訟）のことがあった。家名が立ち難かったが、養母が才知をもって脇本氏三男卯三郎を養子として無事家名を相続した。卯三郎は名を五左衛門、のち猶平治と改め（十一世）、二九年間治家し、十二世久米八死後も十三世が幼少のため治家したので都合三六年治家した。

十三世猶平治栄元は、寛政五年（一七九三）八月から庄屋を勤めた。経済的に苦しく、文政元年（一八一八）死後に借財があり、武田氏に嫁した伯母に助けられた。十四世猶平治家繁も倉敷代官所の庄屋を勤めた。死後借財が多くあり、居宅や諸道具を売払った。十五世陸太郎朔元は父に続いて倉敷代官所の庄屋を勤めたほか、都宇郡幕府領村々庄屋の惣代も勤めた。⁽¹²⁾ 明治初期の大区小区制のもとでは、明治五年（一八七二）三月から九月まで深津県第十四大区第十七小区（下庄村）の戸長、明治五年九月

から小田県第十四大区第十八小区（下庄村）の戸長を勤めた。郡区町村編制法公布後、明治十一年十一月二十八日から同十二年七月四日まで都宇郡下庄村戸長を勤めた。⁽¹³⁾ 明治十二年に居宅を建て替えたが、塩飽の上手島の建家を購入し、解体したうえで関戸（岡山市）まで海上を運搬し、関戸から下庄まで川船四六艘で運んだ。⁽¹⁴⁾

十六世九一郎理元は、庄村収入役・村会議員を勤めた。⁽¹⁵⁾ 十七世晴太郎は、小学校の教員となり都窪郡庄小



写真2 庄村村会議員と役場員（大正2年6月9日）
後列右から4人目が難波九一郎

学校長を勤めたが、⁽¹⁶⁾ 昭和二十年（一九四五）十月から昭和三十年四月までは庄⁽¹⁷⁾ 村長を勤めた。

【難波家の経営】

元禄十一年（一六九八）の「自分畝高覚書⁽¹⁸⁾」によると、難波家は幕府領（万年長重郎支配）に四町七反四步（高七九石余）、井上大和守領分に二町六反七畝二七步半（高四九石余）を所持しており、多くの土地を所持する地主であることが分かる。延享元年（一七四四）の「子御年貢下庄村米銀請取通⁽¹⁹⁾」によると、藤五郎（十世）は下庄村と東庄村に高二六五石余を所持し、取米一一三石余を納めており、「身代隆盛」を裏付けている。次の五左衛門（十一世）は、天明三年（一七八三）の「卯御年貢米銀請取通⁽²⁰⁾」をみると、所持高は二九八石余、取米は一一七石余とさらに増加しているが、寛政十一年（一七九九）の「未御年貢米銀請取通⁽²¹⁾」では、猶平次（五左衛門が改名）の所持高が一〇五石余、取米四二石余と大きく減少している。

猶平治（十三世）は、享和三年（一八〇三）の「亥御年貢米銀請取通⁽²²⁾」では所持高一〇七石余、取米四三石余だが、文化六年（一八〇九）の「当巳御年貢米銀請取通⁽²³⁾」では所持高五九石余、取米二四石余と大きく減少しており、経済的に苦しくなっていることをうかがわせ、死後に借財があったこともうなずける。次の猶平治（十四世）も、

嘉永二年（一八四九）の「酉御年貢米銀請取算用帳⁽²⁴⁾」によると、所持高三〇石余、取米一一石余とさらに減少しており、死後借財が多くあったこともうなずける。

陸太郎（十五世）は、安政五年（一八五八）の「御年貢



写真3 難波家の屋敷（昭和60年）

米銀請取算用帳⁽²⁶⁾」によると、所持高三〇石余、取米一一石余で、変化がない。次の難波九一郎（十六世）は、明治十六年（一八八三）の「所持地明細記載⁽²⁷⁾」によると、自作地・小作地合わせて二町八反五畝八步（地価

二四六五円余、地租六一円余)の土地を所有している。

三 倉敷市所蔵難波家文書の概要

倉敷市所蔵難波家文書のうち、管見のうち年代が書かれていたもので最も古いものは、天和二年(一六八二)三月六日付の「本物返シニ売渡シ申田地之事」⁽²⁸⁾である。これは久右衛門と仁右衛門が清左衛門と善兵衛に宛てて、本物返⁽²⁹⁾しにして田地を売り渡し、代米で年貢を払うことを誓約した文書である。年代が書かれているもので作成年代の最も新しいものは昭和六十三年(一九八八)のものである。⁽³⁰⁾

倉敷市所蔵難波家文書の基礎構造を理解するために、近世から現代に至る難波家の「家」およびその構成員の機能と活動を、それぞれの時代の当該地域の支配や行政のあり方の中で歴史的に追跡していく作業が必要になるが、現段階では少なくとも次のような点が重要であると思われる。⁽³¹⁾

第一に、近世の村行政との関わりでは、十三世猶平治から十五世陸太郎が下庄村北組下分の庄屋を勤めた。⁽³²⁾庄屋の職務としては、年貢諸役関係事務が最も重いもので

あり、関係文書の種類と量が多い。その中には廻米や村入用に関する文書もある。そのほか、貸付銀拝借・講・宗門人別・奉公人請状・興除新田東用水路差配・訴訟などの文書がある。

第二に、組合村運営とのかかわりでは、十五世陸太郎が慶応二年(一八六六)に都宇郡の幕府領村々庄屋の惣代を勤め、長州戦争のための人員・食糧・飼料の調達と割賦などに従事したので、その関係文書がある。また、明治五年(一八七二)にも郡中惣代として一郡・組合の諸用を勤めた文書がある。

第三に、近代村政とのかかわりでは、十五世陸太郎が、深津県第十四大区第十七小区の戸長、小田県第十四大区第十八小区の戸長、都宇郡下庄村戸長を勤めた。戸長文書としては、租税・一郡割・興除新田東用水路差配・奉公人請状などの文書がある。十六世九一郎は、庄村収入役・庄村村会議員を勤めた。収入役としての文書では、身元保証抵当証書・議案がある。庄村村会議員としての文書では、村会開設通知・議案がある。十七世晴太郎は、庄村長を勤めた。庄村長としての文書では、四郡非開墾会の文書がある。

第四に、難波家の家組織体としての機能を、a「経営活動」、b「家政活動」、c「情報文化活動」という三つの柱に分けて考えてみる。

a「経営活動」は、家産管理と家業経営を中心とした機能群である。難波家の家業経営は近世から近代までは地主経営に集中しており、その他は明治期に九一郎が庭瀬銀行・玉島銀行などの株主になった形跡が見えるに過ぎない。構成は、①地主経営、②金融、③家産、④訴訟、などからなるが、難波家の家業経営の特徴を反映して特に地主経営の文書が多い。

b「家政活動」は、家系・相続・仏事・寺社・家作普請・家計・奉公人など、「経営活動」以外の家組織体の

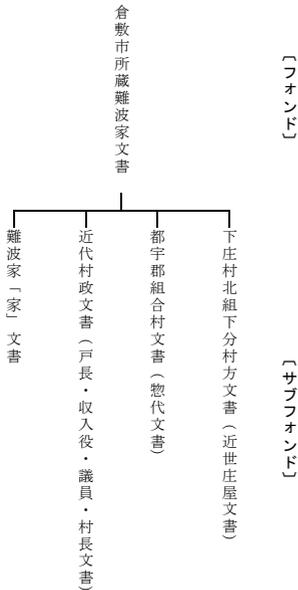


図3 倉敷市所蔵難波家文書の基礎構造

全般にわたる。その中でも、陸太郎・九一郎・晴太郎宛の書簡が大量にある。

c「情報文化活動」は、難波家の当主および家族構成員の文化活動や情報収集活動の結果として集積された文書である。特筆すべきものとしては、難波九一郎が明治十四年から同十六年に三余塾³³⁾の生徒となっていたのでその関連文書がある。

難波家というひとつの家を出所にもつ文書群は、いかなる組織体の管理・運営に関わる行為の所産かという観点から、現段階では図3のように大きく分けて、1下庄村北組下分村方文書(近世庄屋文書)、2都宇郡組合村文書(惣代文書)、3近代村政文書(戸長・収入役・議員・村長文書)、4難波家「家」文書の、四つの文書群の複合体としてとらえることができる。

記録史料学上、難波家文書の全体は同一出所の文書群という意味で「フォンド」と呼ばれるが、それに対して四つの文書群は、フォンド内の組織区分にもとづく副次的分割単位という意味で、「サブフォンド」と呼ばれる。各「サブフォンド」の内部構造を把握することがこれからの課題となる。

四 特徴的な文書

難波家文書の中で特徴ある文書としては、前述したように、三余塾関係文書がある⁽³⁴⁾。九一郎が家用や農業をしながら塾に通った日記や聴講ノートなどである。聴講ノートは細かい字でびっしりと書き込まれている。また、「嘉永三年戊六月大水記録」⁽³⁵⁾は、嘉永三年（一八五〇）六月の東高梁川堤防決壊による大洪水の被害とその復旧工事の様子を詳細に記した文書であり、記録としての価値が高い。そのほか、「慶応二年寅二月 御進発御用并郡中用留」⁽³⁶⁾は、長州戦争のとき都宇郡幕府領村々に、人員・



写真4 三余塾塾生の聴講ノート類

食糧・飼料を割賦した詳細が分かる文書である。「明治五年壬申正月ヨリ一郡

組合諸用日記」⁽³⁷⁾には、明治四年十一月に倉敷県が廃止され、新たに深津県が置かれた際、仮県庁が笠岡に設けられることになったため、明治五年正月に窪屋郡と都宇郡の村々惣代が倉敷村への復県を深津県庁へ願ひ出た嘆願書が含まれる。難波家当主宛書簡の中には犬養毅や星島二郎からの選挙援助の礼状も含まれている⁽³⁸⁾。

おわりに

前述のように難波家当主は、近世に下庄村北組下分庄屋、近代には戸長・庄村収入役・庄村村会議員・庄村長を勤め、地方行政の核となった家である。そのため、難波家文書は内容が多岐にわたるが、特に庄地区の地域運営についての文書が非常に豊富で、研究素材として貴重である⁽³⁹⁾。

今後、難波家文書を活用した研究が進展することを期待したい。

註

(1) 『日本歴史地名大系第三四巻 岡山県の地名』（平凡社、一九八八年）七一〇頁。

- (2) 『新修倉敷市史』第九卷(倉敷市、一九九四年) 近世編一〇号。
- (3) 『新修倉敷市史』第九卷(倉敷市、一九九四年) 近世編一四一四号。
- (4) 倉敷市所蔵難波家文書10・10。石高から考えて、のちの北組の部分であろう。
- (5) 『下庄風土記』(下庄風土記編さん委員会、一九八九年)。
- (6) 難波家文書の中には、「下庄村下組」という表記(例えば2・15〔嘉永五年〕)がある。また、「下庄村北組下分」(例えば1・20〔明治三年〕)という表記がある。両者の関係については今後の課題である。
- (7) 倉敷市所蔵難波家文書21・17。
- (8) 『岡山県郡治誌 上巻』(岡山県、一九三八年) 三五〜一二四頁、「角川日本地名大辞典 33 岡山県」(角川書店、一九八九年) 五六九頁。
- (9) 四郡非開墾会の「日誌」を利用した成果に、太田健一「児島湾開墾事件顛末概要」(『倉敷の歴史』第3号、倉敷市、一九九三年)がある。その論文でも触れているように、この史料の中にある「保管願書類目録」は、「児島湾開墾事件委員生存者只一人者」の大森茂登治から庄村長内田善造に宛てて書類の保管を依頼したものである。このことから考えて、この木箱一箱の史料は、庄村長を勤めた難波晴太郎(三郎の父)が庄村長に在職中引き継ぎ、何らかの理由で難波家に伝わったものであろう。
- (10) 難波陸太郎・九一郎・晴太郎宛書状・葉書等である。
- (11) 倉敷市所蔵難波家文書17・1。
- (12) 倉敷市所蔵難波家文書5・1、5・51、5・52。
- (13) 『都窪郡治誌』(岡山県都窪郡役所、一九二六年) 五〇〜五五頁。
- (14) 『岡山県郡治誌 上巻』(岡山県、一九三八年) 三三七頁。
- (15) 倉敷市所蔵難波家文書28・9。この住居は老朽化のため昭和六十一年三月に撤去され跡地は倉敷市庄楠公園になっている。
- (16) 倉敷市所蔵難波家文書25・3、25・7など。明治三十八年四月二十日、難波九一郎は庄村収入役に奉職するにあたり、身元保証として庄村長に対して所有地を抵当に入れた(倉敷市所蔵難波家文書27・51)。九一郎の弟の武二は備前国御津郡伊島村の安井家の養子に行った(倉敷市所蔵難波家文書23・2、25・69)。武二の長男が東京都知事を勤めた安井誠一郎、二男が参議院議長を勤めた安井謙である(『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四年)。
- (17) 倉敷市所蔵難波家文書25・75、38、26・2。
- (18) 『倉敷学校教育百年史』(倉敷市教育委員会、一九七五年)。
- (19) 倉敷市所蔵難波家文書21・11。「自分」という文言から難波家の所持している土地を書き上げたものと判断した。
- (20) 倉敷市所蔵難波家文書15・60、20。
- (21) 倉敷市所蔵難波家文書15・50、5。
- (22) 倉敷市所蔵難波家文書15・51。
- (23) 倉敷市所蔵難波家文書5・7、37。
- (24) 倉敷市所蔵難波家文書5・7、31。
- (25) 倉敷市所蔵難波家文書6・7。
- (26) 倉敷市所蔵難波家文書23・4。
- (27) 倉敷市所蔵難波家文書6・61。
- (28) 倉敷市所蔵難波家文書12・6。
- (29) 不動産売買の一種で、売主が代価を返済すれば買戻しができる。

るもののうち、代価が米穀等のもの（『岩波日本史辞典』岩波書店、一九九九年）。

(30) 倉敷市所蔵難波家文書25・8・32。

(31) 安藤正人『記録史料学と現代—アーカイブズの科学をめざして—』（吉川弘文館、一九九八年）の分析手法に依拠している。

(32) 七世清左衛門・八世孫左衛門も庄屋を勤めたとされる（倉敷市所蔵難波家文書17・1）が、庄屋を勤めた村落の範囲の解明は今後の課題である。

(33) 三余塾は安政三年（一八五六）、都宇郡山地村に犬飼松窓によって設立された私塾である（『犬飼松窓先生伝』中備史談会、一九五四年）。

(34) 倉敷市難波家文書箱4。

(35) 倉敷市所蔵難波家文書22・1。

(36) 倉敷市所蔵難波家文書5・1・7。

(37) 倉敷市所蔵難波家文書5・51、『新修倉敷市史』第11卷（倉敷市、一九九七年）一四号。

(38) 倉敷市所蔵難波家文書24・5・24・9。

(39) 難波家の昭和初期までの食習俗を調査研究したものに難波三郎「倉敷市庄地区の食文化—N家の食習俗—」がある。また、難波三郎「倉敷市庄地区の食文化—難波家に伝承されている食品製法等—」（財団法人味の素食の文化センター『助成研究の報告 2』（一九九二年）は、難波家に江戸時代後期から伝承されていた「記録法制之部」という古文書を解読したものである。

（やまもと たろう 倉敷市総務局総務部副参事）

大仙市アーカイブズをみて

定兼 学

平成二十九年五月、秋田県大仙市に公文書館ができました。その名称は「大仙市アーカイブズ」といいます。

大仙市は、平成十七年（二〇〇五年）三月二十二日に、大曲市と周辺の六町一村（神岡町・西仙北町・中仙町・協和町・南外村・仙北町・太田町）が合併して発足した新しい市です。市の全域が過疎地域に指定されています。倉敷からは遠い東北の都市であり、表のとおり、面積は二倍以上で人口は五分の一に落ちません。また、財政、職員数とも三分の一弱です。比較参考にすることは難しい都市ですが、わたくしは大変学ぶところがあったので、ここに簡単に述べて紹介いたします。

大仙市アーカイブズができる契機は、平成十九年、太田町史編さん事業にかかわった市民から市長に対する切実な声でした。「将来の子どもたちのためにアーカイブ

ズを設置して欲しい」と。これを受けた市長は、総務部総務課文書法制班と教育委員会文化財保護課にアーカイブズ構築を検討するように指示しました。そして開館を前提に、平成二十年三月には旧市町村文書含めて公文書の廃棄処分を凍結しました。さらに旧市町村八地域に市民ボランティア組織を結成して地域の歴史資料の調査を開始して、資料整備を進めています。

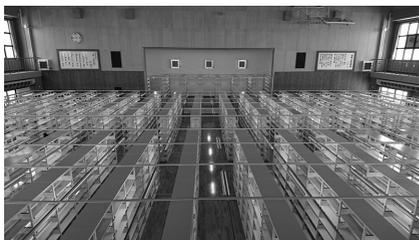
施設整備予算には苦勞されたようですが、国の交付金「社会資本整備総合交付金小規模地区等改良事業（空

き家再生等推進事業（活用事業タイプ）」を活用して平成二十六年から基本設計・実施設計を行い、旧双葉小学校（床面積四四六四㎡）を改修しています。

資料の保存は、旧大曲市の永年文書約三二〇〇冊を移してその内一四〇〇冊を配架して



大仙市は、秋田県中部を流れる雄物川が形成した仙北平野に位置します。



小学校体育館に書架を揃えています。

います。旧町の永年文書の評価選別は完了しているが目録整備やクリーニングがまだで配架していないもの、評価選別の検討中のものなど、段階的に進めています。

大仙市では去る七月下旬と八月下旬の二度にわたって大雨による雄物川流域の家屋浸水被害が起りました。大仙市アーカイブズのことにも気になりましたので、連絡をしたところ幸いにして免れたようですが、早速被害地域の水損資料の救出に力を発揮していました。

わたくしは、大仙市アーカイブズが設立し取組んでいることは、これからの日本の地域社会の行く末に夢と展望を見い出す好例を提供してもらったと思いました。

第一に、「アーカイブズを」将来のこどもたち」のために設置していることです。すなわち未来志向といつていいもので、例えば、土地区画等に関する紛争処理の公文書等是将来のために必要と考えていま



旧双葉小学校（平成13年竣工）校舎を再利用しています。

す。開館前平成二十八年度のシンポジウムは「安心してください、アーカイブズありますよ！」でした。存在自体に意義があるのです。

第二が、そこに専門の正規スタッフを配属していることです。地域のこと行政のことを熟知する経験豊かな職員と公文書館の勤務経験あり最新のアーカイブズ学を学ぶスタッフを揃えています。秋田県の一市であっても国際社会の潮流をとらえ、発信する体制にしているのです。

第三が、きめ細かい住民サービスです。立地が鉄道の最寄り駅から約5kmです。電話をいただいたら、駅まで迎えに行くとのこと。ダイケアーの送迎バスと同様、アーカイブズは福祉施設としての役割も兼ね備えていると思われました。

これらからわたくしは、アーカイブズには「夢」「希望」「生きがい」の素を内包していることを確信したのでし

た。大仙市の「室」をみる思いでした。

〔付記〕 わたくしは現在全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）の会長をされており、平成二十九年五月三日大仙市アーカイブズ開館式セレモニーに出席いたしました。また同日開館記念講演会で「アーカイブズには『いのち』がしみこんでいる」を話しました。この時の様子は全史料協の「会報」一〇二号（二〇一七年九月）に掲載しています。「会報」は全史料協のホームページでもみられます。

（さ）だかね まなぶ 岡山県立記録資料館長

	大仙市	倉敷市	指標 (倉敷100)
面積(2016年)	866.8 km ²	355.63 km ²	243.8
人口(2017年)	8万3千人	48万3千人	17.2
財政規模 〔29年度一般会計当初予算〕	462億円 (1億円未満切り捨て)	1752億円 (1億円未満切り捨て)	26.4
職員数(2016年)	951人	3,355人	28.4

平成28年度歴史資料講座

歴史資料整備室では、平成27年度に引き続き、所蔵資料を活用し、倉敷地域の歴史や歴史資料についての理解を深め、歴史資料整備室の活動を広く知ってもらうため、歴史資料講座を開催しました。ライフパーク倉敷市民学習センターと共同開催し、会場はライフパーク倉敷で行いました。

毎回、受講者から講座の内容等に関する質問が出されました。アンケートでも、「たくさんの資料と丁寧な解説で有り難い」「大災害にたいしての先人の苦勞がよく分かり有益だった」「磯崎眠亀を身近に感じた」「問題提起を含めた本音の話が聞けて有り難い」「手作りの図版等素晴らしい」「南山城の特異性を初めて感じる事ができた」「古文書を読みながらの懇切な説明でよく理解できた」「大橋敬之助のことがまとまっていて良かった」など、様々な意見が寄せられました。



【会場】 ライフパーク倉敷視聴覚ホール及び
第一会議室

■第1回目 倉敷の大水害と助け合い

開催日時：平成28年10月15日（土）14：00～16：00
講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）
参加人数：52人

■第2回目 花菱元祖「磯崎製菓所」

開催日時：平成28年11月12日（土）14：00～16：00
講師：吉原 睦（文化財保護課）
参加人数：28人

■第3回目 本太城と南山城

開催日時：平成28年12月17日（土）14：00～16：00
講師：畑 和良（地域史研究者）
参加人数：51人

■第4回目 倉敷村の年寄大橋敬之助

開催日時：平成29年1月21日（土）14：00～16：00
講師：立石智章（総務課歴史資料整備室）
参加人数：52人

平成28年度東大橋家文書調査報告会

歴史資料整備室では、所蔵する東大橋家文書の整理が進捗したことを機に、文書から分かることを報告するために、平成27年度に引き続き、東大橋家文書調査報告会を真備保健福祉会館3階大会議室で開催しました。申込者59人・招待者6人の計65人が参加され、報告会終了後、希望者を対象に史料解説を行いました。

アンケートでは、「1つの文書群を4人の研究者の方の視点からお話いただける今回のような講座は大変興味深かったです」「いつの世も父母の子を思う姿は変わらないと思った」「書状の解説が興味深かったです。実際にその時代を生きた人々の心情が（特に女性）わかることが非常に価値があると感じました」「疑問点が出ましたらまた教えて頂きたいです」「色々な人物像や人柄が伝わって面白かったです」「地域史の視点があってよかったです」「史料からどのようなことが読み取れるのか、それぞれ発見があって良かったです」「とても良い活動だと思います。継続をよろしく願います」など、様々な意見が寄せられました。

東大橋家文書 第二弾 調査報告会

とき 平成29年2月12日（日曜日）14時～18時半
ところ 真備保健福祉会館3階大会議室（倉敷市後所真備支所構）
資料代 200円（要申込、詳細はチラシ下部に記載）



内容・講師
東大橋家文書の概観 …… 山本太郎（倉敷市総務課歴史資料整備室）
大橋高之と五流尊龍院 …… 大島千鶴（倉敷市総務課歴史資料整備室）
東大橋家の女性たちと新緑古祿騒動 …… 首藤ゆきえ（井原市文化財センター研究員）
続・大橋徳蔵の遊学 …… 倉地克直（岡山大学名誉教授）
★報告会終了後、希望者を対象に史料解説を行います（～17時頃）

開催場所
① 会場 真備 30分程度 応接室等事前申込は不要
② 交通機関 倉敷駅より徒歩15分（平日はバス）倉敷市後所真備支所構まで徒歩10分
③ 申込方法 申込書と現金200円を同封して、〒714-1111 倉敷市後所真備支所構 受付係へ
④ 申込先 〒714-1111 倉敷市後所真備支所構 受付係
Eメール k114@city.kure-shi.okajima.jp
TEL 086-898-8115
FAX 086-898-8116
※ 申込書と現金200円を同封して、〒714-1111 倉敷市後所真備支所構 受付係へ
※ 申込書と現金200円を同封して、〒714-1111 倉敷市後所真備支所構 受付係へ

●申し込み・問い合わせ先
〒710-1208 倉敷市本町四丁目1-1-1
倉敷市総務課歴史資料整備室
TEL 086-898-8115
Eメール k114@city.kure-shi.okajima.jp
TEL/FAX 086-898-8115/086-898-8116
※ 申込書と現金200円を同封して、〒714-1111 倉敷市後所真備支所構 受付係へ
東大橋家文書は、倉敷市の年寄を勤めた家農商家に伝わった史料群です。



【開催日時】 平成29年2月12日（日）14：00～17：00

【会場】 真備保健福祉会館3階大会議室

【講師・演題】

東大橋家文書の概要
大橋高之と五流尊龍院
東大橋家の女性たちと新緑古祿騒動
続・大橋徳蔵の遊学

【参加人数】 65人

山本太郎（総務課歴史資料整備室）
大島千鶴（総務課歴史資料整備室）
首藤ゆきえ（井原市文化財センター研究員）
倉地克直（岡山大学名誉教授）



平成29年度古文書解読講座

歴史資料整備室では、所蔵の古文書を活用し、「くずし字」を解読するために必要な知識を学んでいただくため、平成28年度に引き続き古文書解読講座を開催しました。

アンケートでは、「教え方もいいコンセプトにありがとうございました」「この講座を数回受けました。全く読めなかったものが数回読み返すと次第に解るようになりました。喜びです。まだまだ受けたいと思っています」「講師の方は大変好感が持てます。今後とも引き続き永く御教えをお願いします」「特に50名も集まる講座であり、開催回数の増加を希望します」「比較的身近な文書を取り上げてもらえてよかった」「3回の資料について大変よかったです。少しずつ解読出来るようになります。深みにはまりそうです」「地元の史料・古文書等を教材として学べてとてもよかったと思います」など、様々な意見が寄せられました。



【会場】 真備保健福祉会館3階大会議室

■第1回目 新禄・古禄騒動の文書

開催日時：平成29年7月11日（火）13：50～15：20

講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）

使用文書：東大橋家文書

参加人数：47人

■第2回目 浦川の悪水溜りをめぐる訴訟の文書

開催日時：平成29年7月25日（火）13：50～15：20

講師：畑 和良（総務課歴史資料整備室）

使用文書：小野家文書（阿賀崎新田村）、守屋家文書

参加人数：44人

■第3回目 掛軸・短冊の書

開催日時：平成29年8月8日（火）13：50～15：20

講師：大島千鶴（総務課歴史資料整備室）

使用文書：小野家文書（倉敷村）、林家資料

参加人数：40人

新刊紹介

『大目附役日記 万延二辛酉歳改元文久』(上)・(下)

(二〇一七年一月)

本書は備中国下道郡岡田村(現倉敷市真備町岡田)に陣屋を構えていた岡田藩伊東家大目付の役用日記である。原史料は佐野家文書(倉敷市真備ふるさと歴史館蔵)の内の一点で、ふるさと歴史館員の西隆志氏らによって解説・翻刻された。

大目付の職掌は諸規則の監視、命令の施行、藩士の監察、諸願届の取扱い等多岐にわたる。この年は大目付中島五兵衛・三宅弾介の二人が毎月輪番で記録しており、藩士の縁組、忌服、病欠届等の他、領内の出来事を具に知ることができる。また、大目付は江戸にも在勤しており、江戸・岡田双方の大目付が毎月日記の写を送って記録しているため、公儀の触、江戸の出来事、藩主・藩士の動向なども確認でき、幕末期の岡田藩を知る上で貴重な資料となっている。

※非売品。倉敷市真備ふるさと歴史館・倉敷市総務課

歴史資料整備室で閲覧可。

八島和子・白神康文『たましま歴史百景』

(玉島テレビ放送株式会社 二〇一七年十月)

玉島テレビ放送は地域に根ざした情報を発信するケーブルテレビ局として、玉島・船穂地域の歴史を紹介する自主制作番組『たましま歴史百景』を、平成二十九年(二〇〇八―二〇一七)に放映した。本書は、同番組の放映分全六二回に未放映原稿と先行して放映された『玉島百景』の内容を合わせ、全百話構成に再編の上、書籍化したものである。港町玉島の盛衰や干拓史にとどまらず、広く地域の遺跡・寺社・文化・産業・伝説・人物を扱っており、玉島・船穂地域の総合的歴史読本として前例のない豊饒な仕上がりを見せている。一話読み切り構成なので、気の向いた時に興味ある話題から読み始めることができるのも本書の大きな魅力だろう。学術的成果を踏まえつつ、地域の記憶や伝承、関係者の声もすくい上げ、放映後の変化について追補がなされるなど、バランス感覚と親切さが好ましく、広くおすすめしたい。

※お問合せ・ご購入は玉島テレビ放送(TEL 086・

526・7075)、または今城書店(TEL 086・522

・4411)まで。定価二、四〇〇円(税抜)。

新聞報道された歴史資料整備室（平成29年）(抄)

年月日	新聞	記事
平成29年2月21日	山陽新聞朝刊	県教委が11件文化財指定 美作国高野郷中嶋氏受給文書
平成29年6月1日	山陽新聞朝刊	新市へ”生みの苦しみ” 倉敷3市合併50年で公文書展示会 あすから真備保健福祉会館 名称めぐり激論
平成29年6月23日	山陽新聞朝刊	名家の実像に迫る 市発刊「倉敷の歴史」東大橋家文書の特集 子弟遊学や「騒動」追究

■『倉敷の歴史』第二十九号投稿要領

『倉敷の歴史』への投稿を募集します。第二十九号への投稿は、左記の要領に沿って御応募ください。

一 部門

- ① 論文 倉敷市域に関する歴史研究
- ② ノート 倉敷市域の歴史研究の中間時点での報告
- ③ 史料紹介 倉敷市域の歴史に関する諸史料の紹介
- ④ 郷土史家紹介 倉敷市域の歴史に関する郷土史家の紹介
- ⑤ アラカルト 倉敷市域の歴史に関する話題

二 分量 各部門の分量の限度は次のとおりです。

- ① 論文 一五頁程度(上限一八頁)
 - ② ノート 八頁程度(上限一〇頁)
 - ③ 史料紹介 八頁程度(上限一〇頁)
 - ④ 郷土史家紹介 八頁程度(上限一〇頁)
 - ⑤ アラカルト 二頁程度(上限三頁)
- いずれも、註・表・図・写真などを含めての分量です。

三 書式・用紙

原稿用紙は、専用のものを倉敷市総務課歴史資料整備室まで請求してください。

ワープロソフトの場合は、A4判の用紙を縦に使い、一行二五字×二〇行×二段に縦書きで印字してください。印刷原稿とともに電子データ(ワード・エクセルファイル)を提出してください。

なお、本誌の頁単位の組版は、次のとおりです。

本文(13級) 一行二五字×二〇行×二段(縦書)
註(11級) 一行三〇字×二七行×二段(縦書)

四 投稿の手順

平成三十年五月三十一日までに予定掲載部門、予定題目、予定頁数、要旨(二〇〇字~四〇〇字、アラカルトは一〇〇字~二〇〇字)を倉敷市総務課歴史資料整備室宛にお送りください。倉敷市文書館(アーカイブズ)研究会で執筆の承認・不承認の協議を行います。原稿締切は平成三十年十月三十一日です(翌年三月発行)。

原稿は完全原稿で投稿してください。校正時の修正は御遠慮願います。

五 採否

提出原稿の採否や掲載の順序などについては、審査

のうえ決定します。不採用になったり、書き直しをお願いしたりすることがあります。また、予算の制約に伴う全体の頁数の制約のため、必ずしも掲載できない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

六 校 正

初校は、執筆者に校正していただきます。

七 備 考

原稿は市民向けの内容で、未発表のものに限ります。他との二重投稿はお控えください。図・表などはおおまかな掲載場所を指定してください。註は、末尾にまとめて通し番号で付してください。刊行物には刊行年を明記してください。写真・図版等の掲載許可は執筆者の責任でお取りください。投稿された原稿や写真などは、原則としてお返ししませんので、各自で控えを御用意ください。掲載原稿の転載は、原則として刊行後一年は御遠慮ください。また、転載にあたっては倉敷市の承認を得てください。

八

送り先 〒七二〇—一三九八 倉敷市真備町箭田一

一四一番地一 倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整

備室宛

◆ 平成28年度

（平成29年）

1・21 第4回歴史資料講座

2・12 東大橋家文書調査報告会

3・7 美作国高野郷中嶋氏受給文書が岡山県指定重要文化財に指定

3・23 第27回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議

3・31 『倉敷の歴史』第27号発行

◆ 平成29年度

4・5～7 倉敷市所蔵守屋家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）

4・23 「倉敷市」50周年記念式典で展示（倉敷市民会館）

5・26 第28回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議

6・2～5 資料展示会

6・27 『倉敷の歴史』第28号編集会議

7・11 第1回古文書解読講座

7・25 第2回古文書解読講座

8・8 第3回古文書解読講座

8・30～9・2 倉敷市所蔵守屋家文書整理（岡山大学文学部日本史研究

室）

10・7 第1回歴史資料講座

10・30～31 中国・四国地区文書館等職員連絡会議参加（山口市）

11・18 第2回歴史資料講座

12・16 第3回歴史資料講座

12・22 『倉敷の歴史』第28号編集会議

研究誌『倉敷の歴史』 1～28号（以下続刊。年1回発行）

本誌は、倉敷市における歴史資料の研究成果を市民に還元し、若手研究者などによる市域に関する研究発表の場を設けることを目的に、1991年に創刊されました。倉敷市域の歴史にかかわる古代から現代までの様々なテーマについて、各方面から論文や随筆を寄せていただき、毎年1冊ずつ発行しています。

【頒布・販売中のバックナンバー一覧】

巻号	発行年月	価格
第14号	2004年3月	無償頒布
第15号	2005年3月	無償頒布
第16号	2006年3月	1部500円にて販売
第18号	2008年3月	1部700円にて販売
第19号	2009年3月	1部800円にて販売
第20号	2010年3月	1部900円にて販売
第21号	2011年3月	1部900円にて販売
第22号	2012年3月	1部900円にて販売
第23号	2013年3月	1部900円にて販売
第24号	2014年3月	1部900円にて販売
第25号	2015年3月	1部900円にて販売
第26号	2016年3月	1部900円にて販売
第27号	2017年3月	1部900円にて販売

※ 各号の詳しい内容については、歴史資料整備室に来室の上で実物を御確認ください。または、歴史資料整備室ホームページ（<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/1911.htm>）で公開中の目次を御参照ください。上記の一覧は、2018年3月時点で頒布・販売用の在庫があるものを示しています。在庫切れの際は御容赦ください。

【頒布・販売場所】

倉敷市真備支所2階の総務課歴史資料整備室にて頒布・販売しております。御来室の上でお求めください。御来室が難しい場合は、郵送も可能です（要送料・代金先払い）。郵送による入手を希望される場合は、電話（086 - 698 - 8151）またはEメール（hisedit@city.kurashiki.okayama.jp）にてお問い合わせください。入金手続き等について御案内します。なお、最新刊（第28号）については、倉敷市役所本庁の総務課でも取り扱っております。

編集後記

▽『倉敷の歴史』第二十八号をお届けいたします。御執筆くださった方々には、短期間での御執筆本当にありがとうございました。また、貴重な資料の掲載を御許可くださった方々にも厚くお礼申し上げます。『倉敷の歴史』も二十八号を迎えました。『倉敷の歴史』も二十八号を迎えましたが、これも市民の皆様方の御支援・御鞭撻のおかげです。今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

▽平成二十九年は倉敷・児島・玉島の三市が合併して五〇年目に当たり、本号には三市合併五〇周年記念特集を冒頭に収録しました。内容は、「倉敷市」五〇周年記念事業として取り組んだ資料展示会「合併資料と写真でたどる倉敷のあゆみ」一語って下さい、あの頃のこと」の記録、玉島市議会議員として三市合併を体験した金谷光夫氏の聞き書きなどです。そのほか、論文一編、ノート一編、史料群紹介一編、アラカルト一編、報告三編を収録しました。

▽本年度は、資料展示会で合併資料と写真を展示したほか、平成二十九年四月に倉敷市民会館で開催された「倉敷市」五〇周年記念式典でも展示を行いました。また、七・八月に古文書解読講座を三回、

十月から一月まで歴史資料講座を四回、二月には玉島乙島守屋家文書調査報告会1を実施しました。これらの市民参加ができる事業は、今後ますます充実させるよう努力します。

▽歴史資料整備室が所蔵する亀山家文書のうち美作国高野郷中嶋氏受給文書が、岡山県の中世史を研究する上で極めて貴重な資料として、平成二十九年三月七日に岡山県指定重要文化財（古文書）に指定されました。

▽歴史資料整備室のホームページでは、所蔵する歴史資料の目録を公開しており、順次増やしています。調査・研究の際、御活用ください。

▽『倉敷の歴史』は、倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会が編集しています。編集実務は総務課歴史資料整備室にて行いました。

▽『新修倉敷市史』編さん事業などに多大な貢献をされた間壁忠彦氏が平成二十九年十二月二十八日に逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

▽『倉敷の歴史』第二十九号でも、新しい投稿者をお待ちしています。投稿要領にもとづいてふるって御応募ください。

（山本・大島・畑）

倉敷の歴史

第28号

・本誌上で寄稿者の責任において述べられた意見および事実の説明は、倉敷市・倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会としての見解を示すものではありません。

平成30年3月31日

編集 倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会
発行 倉敷市
総務局 総務部 総務課

〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1 総務課歴史資料整備室
電話 086-698-8151
E-mail : hisedit@city.kurashiki.okayama.jp

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/1438.htm>